

地域福祉計画に係る評価報告書

1-1 地域の力が発揮される協働の里づくり
(1) 地域福祉の醸成

資料A-1

項 目	内 容	H30 実施状況・評価
【数値目標】	「あいサポート運動」研修終了者人数 平成27年度 777人 ⇒ 平成32年度 1,100人	市木自治会43名 小学生29名 職員14名 養護学校5名 矢上高校18名 日貫自治会婦人部10名 石見中35名 役場職員20名 日和公民館18名 平成30年度 192名受講 延べ1,263名
①福祉教育の推進		
地域福祉推進月間の充実	・住民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、月間中に地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保し、関係機関や地域・団体等と共に活動を推進します。すでに連携している団体だけでなく、新たな連携・協働を視野に入れて活動を進めます。	・邑南町地域福祉推進月間を11月11日～12月10日と定め、邑南町総合福祉大会を町老人クラブ連合会・町民生児童委員協議会・町社会福祉協議会・邑南町の4者会議を中心に毎年開催している。 460名参加 ・各団体における意識啓発は都度行われておりそれぞれの見守り活動等の意識は定着してはいるものの急場の対応などに課題があると考えられる。(65歳以下の一人暮らし者等)
各福祉週間の充実	・住民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老人週間などの福祉週間中に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。	・各週間については町広報紙、社協広報紙などでその都度PRを行っている。 ・あいサポーター研修受講増
連携のとれた福祉教育の推進	・町社会福祉協議会による各小・中学校との情報・意見交換や福祉教育連絡会議の開催等により、各関係機関で連携のとれた福祉教育の推進を支援します。	福祉の学び合い体験教室 盲導犬との交流 災害に関する学習会 町内小学4年生から6年生20名参加
町社会福祉協議会が行う福祉教育の支援	・児童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクールや福祉講座(手話・点字・疑似体験)を支援します。	・プログラム型サマーボランティア研修(サバイバル体験)町内小学4年から6年生36名参加 ・体験型ボランティアスクール小学生63名 中学生20名 体験場所(町内福祉施設)(高齢者・障がい者・保育所ほか)
	・高齢者・障がい者等各種ボランティア養成講座の開催を支援します。	今年度あいサポーター研修は約200名が受講し、町の登録者数は1,263名となり数値目標を達成している。今後は一層出前講座等による研修以外にも、あいサポート関連行事を取り入れ多様な啓発活動を実施。
	・事業所や自治会等に働きかけ、「あいサポート運動」の推進を図ります。	
保育所、学校等が行う福祉教育の支援	・老人施設や特別支援学校等との交流を通して高齢者や障がい者の理解の促進が図れるよう、各中学校区ごとに作成したふるさと教育全体計画に基づき、関係機関と情報交換等行いながら支援します。	・各保育所においては、地域の高齢者との交流活動を積極的に行われています。 ・小中学校と石見養護学校・町内障がい者施設・高齢者施設との交流があり、子どもたちは高齢者や障がい理解について学びを深めている。(学教)
	・地域の高齢者との交流を通して文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。	・小中学校では生活科や総合的な学習の時間・行事等で交流学習、体験学習を計画的に進めている。(学教) ・高齢者とのふれあいを継続して行っていけるよう支援する。(社協) ・老人クラブ、地区社協等と連携し実施(社協)
	・福祉体験教室(疑似体験、手話等)を支援します。	・町内小中学校からの要請を受け福祉体験学習(車いす操作体験・疑似体験・手話・点字等)
生涯学習課・公民館が行う福祉教育の支援	・高齢者教室や世代間交流の学習を通して、高齢者の知恵や技の伝承の場づくりを支援します。	・「公民館に泊まろう」で、阿須那小学校児童が川遊びにおいて地域の方が作成された竹竿をつかって釣り体験をした。針や餌のつけ方、川にいる虫などを観察した。めったに遊べないふるさとの体験をすることができた。(阿須那公) ・井原創生ふるさと学校付属井原いきざま総合研究所(地域学校)を通して、井原を知る勉強会を実施した。(井原公) ・「口羽地区地域学校」(同実行委員会(事務局:公民館))で、子どもたちが地域の高齢者に学びながら、地元食材をふんだんに使用した大なべや、巻き寿司を作ったり、竹や紙で作る昔のおもちゃ作りをするなどして交流を深めた。(口羽公) ・「口羽っ子通学舎宿」(同実行委員会)で、子どもたちが地域の高齢者から教わりながら、竹馬作りや、コロッケなど夕食作り、子どもたちから地域についての質問を受けるなど、共に過ごしながら交流を行った。(口羽公) ・「しめ飾り作り」で、高原小学校1年生から4年生が、地域の方と一緒にしめ飾りを作り、5年生から6年生がついた餅を輪になって食べ、世代間交流、日本の伝統文化を伝える場となった。(高原公) ・高原小学校卒業証書作りでは、原料の採取から紙すきまで5回にわたり地域の指導者と、高原小5年生から6年生と一緒に作業をした。紙すきの文化についても学び、高齢者から紙すきが盛んだった当時の話を聞く機会もあった。(高原公) ・公民館まつりへ出演のため、保育園児から80代まで田植えばやしの練習を行った。(高原公) ・通学舎宿では、小中高校生がいないご家庭へ民泊の受け入れをお願いし、それぞれのご家庭で、夜の過ごし方を工夫され、地元の子どものつながりを深めた。(高原公) ・保育園でのお月見会や伝統料理教室、地域学校事業などを通して、世代間交流やふるさとの歴史や文化・伝統・技術の伝承をした。(市木公) ・小学校との共催のふるさと教育において、稲作体験を通して伝統的な稲作体験を行った。(井原公・中野公) ・風づくり教室を実施し、昔ながらの風づくりを教えていただいた。(中野公) ・地域学校「ハンザク」で、計3回のモノづくりを通して世代間交流を行った。道具の使い方や竹・木の加工の仕方などの技術を学ぶことができた。(田所公) ・ふるさと学び合い講座を計5回実施し、地域の有識者から、銀山や鱒沢かぶについての魅力や知識・技術を学ぶことができた。(田所公・羽出公) ・高齢者と小学生の世代間交流事業としてランドゴルフ大会を実施した。(日貫公) ・地域学校の体験活動をおして世代間交流を行った。(日和公) ・日和騒祭のサークル発表において、かつて地域で行われた「土踏み」を高齢者の方が中心となって練習し、披露した。(日和公) ・米づくり体験(田植え、稲刈り、稲こぎ、餅つき、しめ縄作り)を通して、子どもたちに、技術と伝統、文化を伝える場を設定している。また、毎月運動教室や認知症予防教室を行い高齢者の健康作りをサポートしている(矢上公)
自治会、地区社協などの地域が行う福祉教育の支援	・自治会や地区社協等が「あいサポート運動」をはじめ福祉活動・教育を推進できるよう支援します。	・「あいサポーター運動」並びに「介護予防」を目的とした「いきいきサロン」を11地区社会福祉協議会・39自治会等々に働きかけ開催している。(未実施自治会もある) ・併せて直接支援(職員派遣)を実施した。 ・いきいきサロンの開催回数に地域格差があり、未実施地域への開催に向けた働きかけを現地で行った。

②人権教育の推進・ふるさと教育世代間交流の推進

連携のとれた人権教育の推進	・ひとを尊重する心を育むために、各関係機関が連携のとれた人権教育が推進できるよう努めます。	・小中学校と教育委員会、矢上高校、石見養護学校、県内高校同和教育専任教員、町スクールソーシャルワーカーで定期的集まり、進路保障学社連絡会を開催している。情報交換をしながら様々な関係機関が連携し、児童生徒の進路保障の充実に取り組む。 (学教) ・島根県立石見養護学校と共催して人権学習講演会を実施した。(井原公) ・生涯学習課や他館と連携を取り、公民館まつりに人権講演のコーナーを設けた。(市木公) ・瑞穂中学校PTAと共催で「セクシャルマイノリティ」についての講演会の開催、田所地区社会福祉協議会と共催でセミナーを実施した。(田所公) ・各学校で参観日にあわせ、人権講演会や人権・同和教育に視点をあてた授業公開を開催している。 ・各学校で人権週間・人権旬間にあわせ、人権集会を開催している。(学教) ・教職員向けに多様性教育セミナーを実施し、多様性について理解を深める学習会を行った。(学教) ・アイヌ文化の学習で衣類や生活などを学び、アイヌの刺繍でエコバックを作成。アイヌの歴史と文化を学習した。(阿須那公) ・四ツ葉の里運営協議会と共催して人権学習講演会を実施した。(井原公) ・世代間交流事業(高齢者と小学生)に併せて、障がいある人の人権(視覚)をテーマにハーモニカ演奏の鑑賞会を実施した。(井原公、田所公) ・アイヌ文様刺繍エコバック作り教室を通じて、「アイヌの歴史と文化を学ぼう」を実施した。(井原公、矢上公、阿須那公、口羽公) ・公民館活動推進協議会の委員を対象に人権・同和教育地域啓発プログラムを活用した学習会を実施した。(井原公) ・アイヌの歴史や文化を知る学習会を開催し、アイヌ文化活動アドバイザーを講師に迎え、アイヌ民族の衣装について、特に刺繍の文化(技術やデザインの意味)を中心に学んだ。(口羽公) ・島根県人権啓発推進センターの講師を迎え、「部落差別の解消の推進に関する法律」についての学習を含め、人権・同和教育研究会を開催予定(口羽公) ・地区社協、老人クラブと共催で、障がいについての理解をテーマに人権学習会を実施した。(高原公) ・パラリンピック合宿地誘致のためのフィンランドチーム訪問団の歓迎に合わせて障がい者の人権について、講演を開催。(市木公) ・人権学習会を実施した(中野公) ・人権問題に関する講演会を3回実施した。(田所公) ・「ハーモニカ演奏の鑑賞会」と題して、人権講演会を開催、講師から目の不自由になった経緯や見つけた生きがい等についてお話をしていただき、ハーモニカの演奏もしていただいた(日貴公) ・地区社協、老人クラブと共催で、障がいについての理解をテーマに人権学習会を実施した。(日和公) ・アイヌ民族の差別や文化などを知る場としてアイヌ刺繍(エコバック)作り教室を通じ、アイヌの歴史と文化を学習した。(矢上公)
ふるさと教育の推進	・各学校でふるさと教育、ボランティア学習を通して心の育成と一人ひとりを大切にしたい学習活動の実践をふるさと教育全体計画に基づき推進します。 ・各地区公民館が主体となって展開している、地域主体で子どもたちに体験活動を提供する「地域学校」を今後も推進し、子どもたちに地域のすばらしさを伝えていきます。	・中学校区毎に「ふるさと教育担当者会」を開き、地域のひと・もの・ことを活用した教育の推進について教員・公民館主事で理解を深めた。 ・地域とのつながり、地域の特色、地域の人材を活かして、それぞれの学校独自の教育活動を、自分の未来、ふるさととの未来につなげる、より充実したものになるように「おおなンドリーム学びのつどい」で発表する機会を継続して設けた。 ・全ての小・中学校で取り組んだ。地域のつながり、地域の特色、地域の人材を活かし、それぞれの学校独自の取り組みが展開された。自分の未来、ふるさととの未来につなげるより充実したものになるように、自身の生き方としてのキャリアを含めて「おおなンドリーム学びのつどい」で発表した。 ・「阿須那公民館に泊まろう」においては、ふるさと教育として昔の山道を歩き足跡や西蓮寺の歴史を学んだことでふるさと歴史を学んだ。(阿須那公) ・「あすなカルタ」を使って、ふるさととの様々な歴史や文化をカルタを通して学んだ(阿須那公) ・出前講座にて、羽須美中1年生生徒を対象に「次の日祭」(町指定文化財)の話を行った。(口羽公) ・出前講座にて、阿須那小3・4年生児童を対象に「社会科見学 羽須美地域めぐり」で野伏原古墳や宗林寺などへ案内した。(口羽公) ・地域学校事業やふるさと市木探検隊、保育園児とのふれあい散歩などを通して、ふるさと教育を継続開催している。(市木公) ・ふるさと学びあい講座を5回実施し、地域と学校で連携して、児童たちにふるさとの魅力を伝えることができた。(田所公・出羽公) ・阿須那公民館では地域学校として阿須那にある施設や自然・文化を学ぶため1回宿泊体験をしている(阿須那公) ・井原そばづくり同好会でそば打ち体験を実施した。(井原公) ・「口羽地区地域学校」(同実行委員会(事務局:公民館))を開催し、地元食材をふんだんに使用した大鍋(しし鍋)や、3m巻き寿司作り、また、竹や紙で作る昔のおもちや(竹鉄砲・竹笛や紙飛行機・折紙鉄砲)作りを行った。(口羽公) ・小学校裏山整備に合わせて、植樹をし、山の持っている資源と可能性に子どもたちが触れることができた。(高原公) ・昨年度に引き続き、小学校の振り替え休日などを利用し、つかみ捕りや川釣りなど地域の自然体験活動を開催した。(市木公) ・地域学校で地域のお宝めぐりを実施した(中野公) ・田所地域学校「ハンザク」では、モノ作りを3回実施した。また、作った木の車を使って、公民館まつりでレース大会を行った。(田所公) ・地域学校で「そば」と「お米」をテーマに、植えてから収穫するまでの体験活動を実施。地域住民の協力を得ながら、地域と公民館が連携して取り組んだ。(日貴公) ・地域学校「日和子ども塾」事業を実施した。(日和公)
世代間交流による伝統文化の継承	・国指定文化財等を活用し、世代間交流を通じて伝統文化の継承を推進します。	・各学校で関係各課の協力いただき、連携して取り組んだ。 ・通学合宿実行委員会主催による通学合宿において、子どもたちが和楽器である「箏」(琴)の学習と演奏体験、地区で続く防災活動「夜回り」の体験などを行った(口羽公) ・公民館まつり出演に向けた田植ばやしの練習を実施。(高原公) ・公民館まつりで、市木に古くから伝わる田植えばやしを成人学級の方に披露していただいた。また榎尾子ども神楽団による、地元神楽の伝承も行っている。(市木公) ・地区コミュニティと連携し、田植えばやし保存会協力のもと年に1回小学校全校生徒と田植えばやしを行っている。(矢上公) ・地域再生プロジェクトや地区コミュニティと連携し、原山の歴史学習を矢上小学校の生徒へ行っている。(矢上公)
ふれあいサロンの推進	・町社会福祉協議会及び地区社協が中心となり小地域での世代間交流が促進できるよう支援します。	・11地区社協、39自治会に対してふれあいサロン活動(世代間・世帯間交流)の働きかけを実施。自治会行事との共催もある。

(2) 一人ひとりの力が発揮される地域活動の促進

【数値目標】	地域活動に取り組んでいる人の割合 平成27年度 36.7% ⇒ 平成32年度 45.0%	
--------	---	--

①健康づくり活動への促進

ライフステージに応じた基本的な生活習慣改善に向けた取り組み	- 生活習慣の基本は家庭にあるため、まずは家庭で取り組むことができるようなテーマを決め、保育所（園）・学校・医療機関・公民館・町社会福祉協議会等の関係機関が連携して生活習慣の改善を図ります。 - 子ども、大人、高齢者それぞれの年代に応じた生活習慣の改善に向けた取り組みを推進します。	- 健康長寿おおなん推進会議を年2回開催し、第2次健康増進計画に基づき住民参加の健康づくりを推進している。25団体から参加してもらい、全体活動・部会活動を踏まえ、自分が所属する部署において自主的な健康づくりの取り組みが進むよう支援している。 - これまでは部会活動を中心に取り組んでいたが、H30年度から全体で取り組む項目として、各ライフステージ共通の課題である野菜摂取を増やすため「野菜プラス1」を合言葉に、それぞれの部会ごとに取り組んでいる。 - 子どもの健康については、保育所・学校・医療機関・地域ボランティア等と連携を図りながら、課題を共有したうえで施策を検討している。これまでの、食生活・歯の健康づくり等に加え、メディア対策にも取り組んでいる。 - 働き盛り世代の方に関わる機会は少ないが、健康長寿おおなん推進会議働き盛り部会員と連携し、働き盛り世代の課題を検討したうえで、取り組みを検討している。特に、心の健康づくりが各職場の課題としてあがっているため、心の健康づくり研修会の開催や出前講座を利用した心の健康づくり啓発を進めている。 - 高齢者の健康づくりは、介護予防の取り組みを中心に福祉課と連携を図りながら進めている。 - 地域の健康づくりを推進するため、健康長寿おおなん推進会議地域部会員さんとともに、「野菜プラス1」「ラジオ体操の実施」「たばこ対策」に取り組んでいる。
地域が主体の健康づくりの推進	- 自治会等で地域の住民が主体となって「いきいきサロン」など小地域の活動の開催を支援し、介護予防の推進を図ります。 - 健康増進事業の推進（スポーツ大会、スポーツ講習会）の開催により健康増進の普及を協働して実施します。	- 社会福祉協議会本来の活動の在り方として地域における「いきいきサロン」活動は古典的な手法であり住民の地域活動の中心的な活動であったが、最近支援者の高齢化などにより開催ができにくくなってきているのが実情である。全く未開催の自治会等へ依頼を行い何とか開催ができた地域もある。全体の開催回数は162回 参加者の総数は3764名。 - 生涯学習課（12公民館）と共催で毎月第4土曜日にウォーキング事業を実施している。新規参加者と開催地域の参加者を増やすため、内容を工夫したり、開催地域にちらし配布を行っている。今年度は、ウォーキングの日に限らず、日ごろから歩く方を増やすため、記録用紙を配布し、記録をつけながら毎日歩いていただくような声かけを行っている。（保健課） - 地域の健康サロンとして児童クラブと一緒に障害者スポーツ「ボッチャ」の体験を行った。（阿須那公） - 毎月最終月曜日にノルディックウォーキング講習会を実施している。（阿須那公） - 毎月最終金曜日にノルディックウォーキング講習会を実施している。（井原公） - 下口羽認知症予防教室の協力を得て、グラウンドゴルフやカラーリング体験などを実施。（口羽公） - 毎週火曜日グラウンドゴルフ講習会。秋には公民館長杯グラウンドゴルフ大会を開催。（口羽公） - 第3日曜日に歩こう会にて、ウォーキングが行われている。（口羽公） - 高原体協でグラウンドゴルフ大会、卓球大会を実施。（高原公） - 春と秋の年二回、グラウンドゴルフ大会を行い、健康増進とともに親睦を深めている。 - 毎年、高齢者体育大会を開催（中野公） 2月に中野健康ウォーキング開催（中野公） - 自主教室に、ニュースポーツとしてラダーゲッターを紹介（中野公） - 卓球教室を開催した（中野公） 1月に保健課とウォーキングを実施。（田所公） - 月1回の女性セミナーで、軽スポーツやグラウンドゴルフ、ウォーキングを実施。（田所公） - 公民館長杯グラウンドゴルフ大会を2回実施。（田所公） - 保健課と共催のウォーキング事業を開催した。（日貴公） - グラウンドゴルフ大会や保健課共催のウォーキング事業を実施した。（日和公） - 矢上地区ウォーキングを開催し、40名の参加があった。（矢上公）
	邑南町食育推進計画に基づき食育の推進を図ります。	食育に関するポスターを作成し掲示。周知に努めた。（中野公）
	地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。	- 平成28年度から保健課・町社会福祉協議会・福祉課合同でボランティア研修会を開催している。今年度は「活動の場がすでにある方」と、「まだ活動の場につながっていない方」とに分けて計画し、それぞれの活動状況に応じた内容で開催した。また「生活支援」を希望する方向けの講座も実施し、今後のちょっとした困り事を地域で支えるしくみにつなげていく予定。 - 来年度は、新規のボランティア養成講座を計画しており、それ以後は3年毎に新規養成講座を開催することとしている。
	公民館・自治会を拠点とし、身近な場所で健康づくり活動を推進します。	身近な公民館や自治会館などの地域の拠点で、元気な高齢者と要介護状態となる恐れのある高齢者を分け隔てなく集まって、体操等の介護予防に取り組む「高齢者つどいの場づくり～寄り合い処」事業を今年度からスタートした。現在2地区でスタートしており、介護予防だけでなく、地域の住民とおしの支え合い・見守り等にもつながっており、地域づくりへと広がりつつある。
	体制の充実に努め、定期的に事業評価や内容の見直しを行います。	福祉課（地域包括支援センター）、生活支援コーディネーター（社会福祉協議会）や保健課・保健所と月1回集まり、地域が主体の健康づくり推進に向けた課題の整理や、今後の方向性について協議している。次年度は第2層協議体が立ち上がる予定なので、その協議体の中で、住民の方の声を聞き、地域が主体の健康づくりに向けた体制づくりについて検討していくこととしている。

②地域活動の人材育成とネットワークづくり

集落・自治会の地区活動の促進	自治会・集落等身近なネットワークの構築等により、住民自らが課題を発見し、解決できる地域づくりを推進します。	- 移動公民館事業により各地域に出かけ情報共有や課題解決に向け事業等を連携して行っている。（阿須那公） 2自治会からの推薦、自薦でメンバーを募り、高原を楽しめる会を結成し、定住、流入人口の増加につながることを意識しながら、地区別戦略実現事業に取り組んでいる。（高原公） - 公民館活動推進協議会のメンバーに地区内各種団体長がおられ、連携を図っている。また自治会・保育園・小学校・駐在所・公民館で2ヶ月に1回、連絡会を開き情報共有している。（市木公） - 食育推進体制の見直しを行い、関係団体や関係課との連携を意識し取り組んだ。（食育） 5つの各自治会から数名ずつ出してもらい「田所をどがあすしょう会」を結成し、田所地区別戦略事業を実施している。（田所公） - 日貴地区活性化協議会を中心として、地区別戦略事業に取り組んでいる。地区別戦略委員が観光部・生活部・産業部の3部会に分かれて地域課題等の解決に取り組んでいる。（日貴公） - 矢上地区自治会設立40周年記念（矢上ふるさと祭り）をとおり情報共有や課題解決へ向けて自治会同士の協働精神が深まった。（矢上公）
----------------	---	---

・課題解決を地域主体で先行的に行っている地区を参考に、応用できる取り組みを他の地区にも広げていけるよう支援します。	・「暮らしの生き方講座」を今年度開設。地域課題として元気に最期まで暮らせるための色々な助けについて先進地から講師を招き講演会を実施した。（阿須那公） ・自治会や公民館活動推進協議会などと連携し地域課題解決に取り組んでいる。（市木公）
---	---

公民館の活用と地域活動の促進	・各地区公民館が中心となり地域のネットワークづくりを進めます。	・2つの子ども会の合同事業を呼びかけて実施。（高原公） ・自治会や公民館活動推進協議会が中心となって、ネットワーク作りをしている。（市木公） ・矢上地区自治会設立40周年記念（矢上ふるさと祭り）を行い自治会と協働しネットワークを強化した。（矢上公）
	・地域課題の学習やネットワークづくりを通じて、具体的な地域活動につなげていきます。	・ネットワークを通じて、高齢者の健康づくり事業に取り組んでいる。（市木公）
地域リーダーの育成の推進	・各機関、団体、組織（自治会・地区社協・公民館等）等が中心となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー（ファシリテーター）の育成が図れるよう努めます。	・活発に活動されている公民館自主教室のメンバーが牽引役となって、熱心に地域づくりに参加している。（市木公） ・公民館活動推進協議会や地域学校ハンザケ、女性セミナーの事業をとおして、リーダーの育成に努めている。（田所公）
	・次代を担う若い世代の地域活動への参加を促進し、リーダーの育成を図ります。	・地域学校等に若い世代の方にも参加していただき、高齢の方々も含め知恵を出し合いながら活動し、次世代のリーダーの育成に取り組んでいる。（阿須那公） ・井原つながるプロジェクト、雲井会と連携し、次世代のリーダーを育成するグループを立ち上げた。（井原公） ・ふるさと語り人養成事業として、地元郷土史家の手書き等の遺稿を、郷土史に興味を持つ若者にPCでデジタル化してもらっている。ふるさとの歴史を語ることでできる次代のリーダーにしたい。（口羽公） ・地域づくりをパトナタッチする若手を育成することが、地区の課題となっている。（市木公） ・ハンザケまつりや地域学校ハンザケにおいて、若者世代を巻き込み、次世代のリーダーの育成に努めている。（田所公） ・公民館事業において若者世代の方々に協力していただきながら実施した。（日中公） ・地域再生プロジェクトと連携しドローン活用講習や物作り講習（ミニ四駆作り）を行い、若者参加を推進した。（矢上公）
	・福祉課、保健課、町社会福祉協議会等で行う人材養成については、役割分担の明確化、または統合等を視野に入れ調整を図ります。	・平成28年度から保健課・町社会福祉協議会・福祉課合同でボランティア研修会を開催している。今年度は「活動の場がすでにある方」と、「まだ活動の場につながない方」とに分けて計画し、それぞれの活動状況に応じた内容で開催した。また「生活支援」を希望する方向けの講座も実施し、今後のちょっとした困り事を地域で支えるしくみにつなげていく予定。 ・来年度は、新規のボランティア養成講座を計画しており、それ以後は3年毎に新規養成講座を開催することとしている。
福祉課題や生活の困りごとに対応するための仕組みづくりに向けた検討	・住民主体による福祉サービスの構築や担い手づくり、生活の困りごとを身近な地域で解決するための仕組みづくりに向けて、自治会や公民館、関係機関等と連携を図りながら検討を進めていきます。	・今年度も、地域の関係機関や、地域住民の代表者を構成メンバーにした第1層の協議体（邑南町地域包括ケアシステム推進協議会）を立ち上げ、住民主体による福祉サービスの構築や担い手づくり、生活の困りごとを身近な地域で解決するための仕組みづくりに向けて研修や意見交換を行う予定。また、今年度中に日常生活圏域毎の協議体を立ち上げる予定としており、今後その第2層協議体ごとに福祉課題や生活の困り事に対応するためのしくみづくりに向けた検討を行っていくこととしている。

③各種団体やボランティア活動・NPO活動及び企業ボランティアの促進

各団体の活動支援	・老人クラブ、障がい者団体等の自主的な活動が継続できるよう支援に努めます。	・「邑智郡ふれあいの会」総会5/20 24名参加、夏の遠足8/11（焼肉バイキングと買い物）クリスマス会（中止） 節分2/2（26名参加） ・「手をつなぐ育成会」総会6/2 25名出席 イベントへのバザー参加（神楽大会・福祉大会）
ボランティア活動への参加の促進	・ボランティアへの参加が少ない青年層を中心にボランティア活動についての情報提供や参加機会の提供、参加の呼びかけを行います。	・要請に基づき、要約筆記・手話ボランティアをイベントに派遣している。 ・子育てサロンへの参加、地域福祉月間のボランティアの日（清掃活動）の参加など、様々な活動への参加を促している。 ・災害ボランティアへの登録、ひとり1品運動への参加や協力を様々な機会にお願いしている。 ・ボランティア活動を支援する目的として、団体へ活動助成金を交付した。 ・除雪に関するボランティア募集を実施（2名参加）
	・町社会福祉協議会が設置しているボランティア活動団体連絡協議会により、各ボランティア団体が連携し、加入者の確保を図ります。	・各ボランティア団体の活動は活発に行われ、毎年町社協から活動への助成を行っている。 ・ボランティア団体の活動を活性化させていくため、団体相互の連携を深めていく取組みが必要である。 ・現在、483名が加入している。行事用1, 998名加入。
一般企業等のボランティア活動の促進	・地域の見守りや高齢者・障がい者の生活を支えるため、郵便局や農協、商店で行われている見守りや声かけの継続とともに、新たに一般企業で取り組みができるよう啓発を進めます。	・地域包括ケアシステム、協議体における委員構成において、町内各団体及び組織に依頼し啓発活動を開始した。二層のコーディネーターも配置され細かな対応が期待される。
ボランティア団体の横の連携	・町社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。	・ボランティアセンター運営委員会（町社協）の開催はないが、ボランティア活動促進に向けて共通理解を図っている。
	・ボランティア活動団体連絡協議会を通して横のつながりを促進し、既存のボランティア団体の活動が活性化するように支援に努めます。	・ボランティア活動団体連絡協議会の開催はないが、各団体におけるメンバーが重複している場合があり、各団体ごとの判断によりイベント時の共同開催などを実施されたケースもあり、今後も情報提供を行いながら支援をしていきたい。 ・町社協の支援事業により助成金が交付され、活動の活性化の一助となっている。
NPO法人の育成支援	・NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。	・NPO法人は町内に4団体であり、その内、30年度において1団体は他町より転入、2団体について新設された。中山間地域の課題解決、観光振興、デマンド運行、教育研究などの活動が行われている。 ・これらのNPO法人は、収入面の限界と、人材の確保などの課題を抱えている。総事業費の確保のため、行政からの業務委託に加え、事務代行、農産物の販売、研修（教育旅行、修学旅行等）等手数料のほか、会費や自主事業（放牧）などの可能性を検討しているNPO法人もある。 ・4団体のうち1団体については、地区別戦略計画に地域の交通や高齢者支援を目的に地域課題を解決する手段として、NPO法人が立ち上がった。今後も同様の動きが予想され、相談支援を行う必要がある。
	・現在活動しているNPOが運営を継続できるよう支援を図ります。	・活動内容・運営などに関する相談を受け付け、定住財団や県NPO活動推進室からの情報提供を行っている。

1-2 一人ひとりの個性と権利を大切にすまちづくり

(1) 権利擁護の推進と虐待・暴力の防止

【数値目標】	町社協の権利擁護事業を知っている人の割合 平成27年度 26.3% → 平成32年度 35.0%	
①権利擁護事業の普及促進		
日常生活自立支援事業の普及・促進	・判断能力が不十分となった人に対して、町社会福祉協議会が配置する生活支援員が意思表示の援助や代弁、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め利用の促進を図ります。 ・継続的な事業の運営に向けて、人員体制の整備を図ります。	・現在11名が利用中。支援員4名稼働中。生活困窮者自立支援事業からの利用者が増加し今後もニーズに併せ利用しやすいよう他機関との連携を密にし実施。 ・支援員養成講座の開催を行い29名登録。
成年後見制度の普及・促進	・判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、成年後見人等が支援します。 ・親族や専門職等が後見人となることができない場合は、町社会福祉協議会が後見受任します。 ・成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。	・現在、後見12件、保佐10件、補助1件の合計23件を町社協で受任している。この件数に対して社協職員2名、支援員29名の内の12名で対応している。 ・今後、成年後見制度の利用希望者が増加するようであれば、人員体制の整備等を図る必要がある。 ・社協広報に掲載し啓発活動実施。
民生委員・児童委員による情報提供	・民生委員・児童委員が地域住民の生活実態を把握し要援護者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。	・高齢者、障がい者で支援を要する世帯に、民生委員が権利擁護のための情報提供を年間を通じて行っている。

②苦情解決事業の充実

サービス事業者が行う苦情解決	・介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に対して相談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るよう支援します。 ・問題等が生じた場合には地域包括支援センター運営協議会で情報を共有するなど、第三者評価による情報の公開を進めます。	・介護・福祉サービス提供事業者が利用者等の苦情に対して相談窓口を設置しており、苦情や不満の解決に努めている。 ・第三者評価で共有する問題はなかった。
介護相談員派遣事業の実施	・介護保険サービスの利用者とその家族に対して、サービスを利用する上で生じた疑問や不満などの苦情に至るまでの相談に応じ、サービスの質の向上を図ります。	・介護相談員が月2回施設訪問し、利用者の声や相談員の気づきを受入施設へ伝え問題解決に向けたアプローチをしている。場合によっては事務局も同行訪問を行う。 ・三者連絡会では受入事業所に介護相談員派遣事業の再確認及び介護相談員及び事業所間との意見交換を行うことができ、大きな苦情となる事を未然に防げている。

③虐待や暴力を防止する対策の推進

高齢者、障がい者、児童、女性に対する虐待・暴力の防止	・高齢者虐待の対応には、介護者・家族の支援も必要であるため、「邑南町高齢者虐待対応マニュアル」により、高齢者虐待対応ネットワーク会議で解決策を検討し対応にあたります。 ・障害者虐待防止のため、町地域自立支援協議会相談支援部会の保健師や相談支援専門員との連携に努めるとともに、発見や通報には「障害者虐待防止マニュアル」に基づき迅速かつ適切に対応します。 ・児童虐待を発見し、早期解決を図るため、発見や通報には「児童家庭相談援助指針」に基づき「邑南町要保護児童対策地域協議会」と連携して迅速に対応します。 ・男女共同参画計画を平成28年度に見直し、DVの予防に向けた意識啓発・広報を強化します。 ・女性相談センターと連携し相談体制の整備に努めます。 ・必要に応じて警察の立入調査の援助を要請します。	・虐待の疑いの通報があった場合は、各種関係機関と連携し情報を収集している。また代表者等が集まる高齢者虐待対策防止推進協議会において、情報提供や協力依頼を行っている。 ・邑南町障害者総合支援協議会、及び相談支援部会における関係機関の連携を密にし、情報を共有している。 ・障がい者虐待に関しては、障害者福祉施設従事者による虐待のケースが1件あった。障害者虐待防止マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応した。 ・児童虐待防止対策については、相談窓口である『子どもまると相談室』において、子育て不安を抱える保護者への相談体制を整え、乳幼児の虐待予防及び早期発見に努めています。また、邑南町要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携の中、虐待に関する相談・通報受付窓口の機能強化及び周知を図り、迅速な対応に向けた体制整備を図っています。 ・県から送付されたパンフレットを利用して町民課・各支所窓口及び各公民館での啓発、無線、ケーブルテレビでの啓発を実施している。また「女性に対する暴力をなくす運動」期間には関係機関と街頭活動を行い啓発に取り組んでいる。 ・平成30年度の邑南町への女性相談は0件 ・相談の内容に応じ、関係課との連携を図って対応している。また相談センターと連携をして対応に努めている。 ・女性相談について、関係課や女性相談センターと連携をして、さらに相談体制を充実させる必要がある。 ・相談内容の中で、身に危険性がある場合または危険を及ぼす予測がある場合は、警察に連絡している。 ・児童虐待においては、要保護児童対策地域協議会のなかで警察との連携を密に行っており、問題が発生した場合は連携して対応する体制を整えてあります。
----------------------------	--	--

(2) 要支援者等の把握・孤立防止と対応の強化

①ネットワークを活用した潜在的な要支援者等の把握

各種機関・人的ネットワークによる要支援者の把握	・社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し情報とニーズの把握に努めます。 ・生活困窮者等の生活支援の必要な人を把握するため、庁内各課や関係機関等と連携し、保険料の滞納等生活困窮が疑われるような情報の把握・共有を図ります。	・地域ケア会議3回 民生委員（羽須美5回）（瑞穂3回）（石見4回）担当者件数（6回） ・生活困窮者等の生活支援の必要な人を把握するため、庁内各課や関係機関等と連携し、保育所利用料の滞納等生活困窮が疑われるような情報の把握・共有を図ります。
新たな地域ネットワークの構築に向けた検討	・郵便局や移動販売等の民間事業者と連携した見回りなど、要支援者の状況を定期的に把握する多様なネットワークの構築を、今後も検討していきます。	・地区別戦略において、つどいの場づくり事業の寄り合い処の開設や買物弱者支援と高齢者の見守りを組み合わせた取組など多様なネットワークが広がりつつある。

②社会的孤立者や生活困窮者等への包括的な支援の推進

経済的自立のための支援策の推進	資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。	プラン作成11件（30年度3件作成） 就労訓練に係る受入れの場や理解が進まず” 困窮からの脱却が” 難しいケースが多い。
	経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができるよう「生活福祉資金」の活用を紹介します。	生活福祉資金貸し付けは将来の返済に伴うため、返済不能が心配される場合が多く、貸し付け決定が難しい状況である。
	低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。	窓口、訪問対応や介護支援専門員、施設等と連携し、低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯について、社会福祉法人等利用者負担軽減制度や介護保険負担限度額認定等により、低所得者への支援を行っている。
高齢者の閉じこもりやひきこもり等の対策の充実	高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもりには、地域における見守りネットワークを構築し、本人や家族を支援します。	「暮らしの生き方講座」を今年度開設。地域課題として元気に最期まで暮らせるための色々な助けについて先進地から講師を招き講演会を実施した（阿須那公） - 認知症予防教室を月1回開催し、引きこもりにならないために様々なメニューでサロンを実施（阿須那公） - 高齢者の生きがいづくりを目的に毎月ひまわり教室（園芸教室など）を実施している。（井原公） - 高齢者学級にて、ライフオーガナイザーを講師に迎え「暮らしの生き方講座」を開催。（口羽公） - 高齢者学級「認知症予防教室」として、町内めぐりや軽スポーツ等々を実施。（口羽公） - 自治会や公民館活動推進協議会、地区内各種団体と連携し、事業の高齢者への参加を呼びかけている。（市木公） - 出羽自治会が中心となり地区社協、公民館と協働で出版版地域包括ケアシステム「すまいるサポート出羽」を発足した。勉強会を3回実施。寄り合い処として地区内を3ブロックに分けリーダーを中心にそれぞれで活動を実施した。（出羽公） - 高齢者のひきこもり対策として、高齢者カルチャーバス・料理教室を行った。（日貫公） - 高齢者の生きがいづくりとして、コーラス教室を実施した。（日和公） - 高齢者の健康維持や生きがいづくりのために毎月1回もみじ会（認知症予防教室）を開催した。（矢上公）
	民生委員や保健師による訪問を実施し、適切な情報の把握と必要なサービスの提供に努めます。	地域包括支援センターでは、地区民生委員会に出席したり、随時必要時に連携を取りながら支援が必要な高齢者の家庭訪問等を行っている。また生活困窮者等への支援については社会福祉協議会職員と連携しながら、適切な情報提供をしたりサービスにつなげるなど早期に対応するよう努めた。
	医療等が必要な場合には、保健師により受診勧奨をすることにより状態の改善を勧めます。	早急に医療につなげる必要がある場合には、関係者と連携し、家族・親族等に働きかけながら受診に結びつけるよう努めた。
生活困窮者への総合的な支援の推進	生活困窮者自立支援制度により、生活全般に渡り困りごとや不安を抱えている人に対し、支援プランの作成や住居の確保、就労支援、子どもの学習支援等を行うほか、個別の状況に応じて、ハローワーク等の関係機関を通じた支援に結びつけます。	複合的課題を抱える相談者への支援には、関係機関との連携が重要なため、相談機関である社協が、福祉事務所、ハローワーク、地域包括支援センターと定期的に連絡・協議しながら個別支援を計画している。

1-3 支え合い・助け合いを促す基盤づくり

(1) 情報提供・相談対応の充実

【数値目標】	町のサービスに関する情報を得られている人の割合 平成27年度 69.9% → 平成32年度 75.0%	
--------	--	--

①情報提供の充実

地域の民生委員・児童委員による情報提供	民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談に応じて必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をします。	民生児童委員協議会主催の研修のほか、関係団体の研修や関連制度に係る各種の情報習得機会を有効に活用するなど専門機関に関する情報の収集に努めている。
	福祉票を作成し、各種サービスの情報を必要とする人に対して適切な相談にあたります。	民生委員活動の基本として福祉票の作成は引き続き推進し、これを基に平素の相談・訪問活動を展開している。また、災害時要援護者情報も取り入れ、災害時の要援護者の把握を行っている。
子育て等に関する情報提供	児童問題に関する情報提供は、関係各課、教育委員会及び学校・保育所（園）で行います。	- 子どもに関する保健・福祉・教育などあらゆる相談に総合的に応じることができるよう、「子どもまるごと相談室」において、子育てに関するワンストップ窓口として情報提供を行っています。 - また、各窓口のほか町広報誌、ホームページ、子育て支援ハンドブック等を通し、情報提供を行っています。 - 引き続き、子育て家庭において子育てに関する情報が入手しやすいよう努めていく必要があります。
	育児についての相談は、地域子育て支援センターや保健師、子育てサロン等で行っており、町広報紙やホームページ等を通じて情報提供を行います。	- 地域子育て支援センターは、瑞穂・東光保育園、石見・東保育所で運営し、定期的な子育てサロンを開催しているほか、社会福祉協議会も独自に子育てサロンを開催しています。 - サロンを通じて子育てに関する相談対応のほか、情報提供を行っています。
ボランティアに関する情報提供	町社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と住民の参加を促進できるよう支援します。	- ボランティア団体の名簿並びに諸活動をファイル管理している。（33団体登録）活動を町社協広報紙に掲載してPRしている。 - ボランティアセンターで必要なボランティア情報を把握し、個々の団体に発信している。ボランティア活動団体に毎年助成金交付している。（30年度16団体 480,000）
職業や技能を活用するための情報提供	高齢者が有する知恵や技術を地域において役立てるための情報をシルバー人材センターが提供し、参加を促進します。	- シルバー人材センター状況として、会員数は88名（平成31年2月1日現在） - お盆前の草刈り作業、墓掃除などに業務が集中する場合があるが、著しい遅延はなく業務執行できている。 - 就労いただく方への配分金等多いほうが望ましいと考えるが、社協の運営する助け合いのシステムであり奉仕の精神など汲み取っていただきながらの活動となっている。
	障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所や邑南町無料職業紹介所と連携して、職業に関する情報を紹介します。	- 障害者総合支援協議会の就労支援部会が開催する雇用促進連絡会において、参加者へ就労に関する情報提供している。 - 障がい者の就労を促進するため、障害者総合支援協議会就労支援部会が町内企業の参加・協力を得て、雇用促進連絡会へ参加。

②相談対応の充実

在宅療養・介護を支える相談窓口の充実	・在宅療養や介護を支えるために、医療機関と連携しながら町全体で医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実に努めます。	・邑智病院（地域連携室）や各医療機関等から、在宅生活を送る上で何らかの支援が必要な事例の情報が入った場合、対象者の家族等に対し地域包括支援センターへ気軽に相談してもらうことの紹介や、その後の必要な支援について病院と連携を密にして対応するよう努めている。
	・庁内関係課や関係機関のネットワークを充実し、迅速な相談対応を図ります。	・現在地域ケア会議等を通じて、何らかの支援を必要としている方に対し、関係者間で情報共有しながら的確な支援ができるよう努めた。また県央保健所管内の関係者で昨年度作成した「大田圏域における入退院連携ガイド」を今後活用し、病院から在宅へ切れ目のない支援が提供できるよう関係者で情報共有を図っていきたい。
日常生活を支える相談体制	・地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。	・相談対応や活動周知のため民生児童委員による訪問活動を継続した。 ・民生児童委員協議会での研修等や委員同士の情報交換により、相談対応方法や援助技術について研鑽を図りつつ、住民や相談者の対応に備えている。
	・町社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談（毎日型・訪問型）、教育相談、女性相談、法律相談等を行います。	・町社協に総合相談センターを設置し、様々な相談体制をとっているが、近年の相談内容は複合的・専門的知識が求められ、また解決困難のケースが増加傾向にある。（生活困窮・権利擁護・相続・遺言・成年後見ほか） ・法律相談を年12回開催し、顧問弁護士契約（町社協が）を締結しているため、随時・都度、対応出来る体制である。
	・町民課では、人権擁護委員による人権相談日を各地域で設けるほか、消費者問題について相談窓口を周知し被害の防止を図ります。	・女性相談の窓口となっているが相談事例は0件だった。
高齢者に関する相談体制	・高齢者に関する相談に対し、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう、地域包括支援センターを中心として各種専門機関のネットワークを活用し対応します。	・民生委員の会や出前講座等に出かけて行き、高齢者に関する相談窓口が地域包括支援センターであり、地域包括支援センターが中心となって各種専門機関とネットワークを活用し対応していくよう努めていることを周知している。今後も高齢者の困り事に素早くまた的確に対応できるよう努めたい。
障がいのある人の相談対応	・身体障害者相談員及び知的障害者相談員が本人や家族の相談に応じます。相談員の資質向上に対する支援の充実に努めます。	・町が身体障害者相談員、知的障害者相談員を毎年1名ずつ業務委託しており、当事者からの相談に応じている。今年度より任期は2年とした。 ・精神障がい者からの相談は専門的知識を有した有資格者でなければならず、一般の方への相談員の委嘱は難しく、主に保健師が対応している。
	・障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。	・邑南町障害者総合支援協議会相談支援部会を、それぞれの相談支援事業所等で定期的に開催している。年6回
	・関係各課と連携しながら、いつでも相談できる体制づくり・関係づくりを図ります。	・障害者総合支援協議会相談支援部会を継続的に開催することにより、福祉課と保健課だけではなく、相談支援事業所、町社協、県央保健所と連携している。
児童・生徒に関する相談対応	・地域における児童・生徒の問題等の相談には、児童委員と主任児童委員が対応し、学校においてはスクールカウンセラーを派遣し、養護教諭、担任等が相談に対応します。	・主任児童委員による定期的な学校訪問などにより、学校との連携も図りつつ、児童の実情把握や問題の早期発見に努めている。（民生児童委員協議会） ・関係機関が連携し児童生徒の相談支援体制の充実に努め、一貫した支援体制で取り組むことが必要である。 ・島根県スクールカウンセラー活用事業を今年度も活用できた。昨年度、未配置だった小学校6校にも今年度からそれぞれ20時間配置され、児童生徒や保護者、教職員に対して相談対応ができた。県配置の時間数で対応できない場合や緊急時には町単の時間外で対応をした。 ・町のスクールソーシャルワーカーや町教育支援センターとの連携に努め、不登校児童生徒やその保護者の相談対応や学習支援など行い、児童生徒の支援を行った。
	・通級指導教室では、学校生活及び学習、発達等の相談に応じます。	・小学校1校、中学校1校に通級指導教室を配置し、特別な支援が必要な児童生徒やその保護者の相談に対応している。 ・引き続き児童生徒の困難さに応じた支援を行い、就学前の児童を含めた児童生徒の保護者の相談に対応した。 ・すこやか相談会（旧合同相談会）においては通級指導教室の教職員が中心になり相談スタッフとして年間通じて実施し、支援が必要な児童生徒及びその保護者、教員や保育所・園職員等の相談に対応し、相互の連携をとった。 ・教育支援委員会の委員として学校訪問や保護者面談に専門委員として継続して活動した。 ・島根県が29年度より2年間、「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」を県教委と取り組んでいる。通級担当者の専門性向上とともに各小中学校への理解啓発のため、研修会の開催、通級指導教室の冊子作成を行った。
	・教育支援センターにおいて、不登校・不登校傾向の児童生徒やその保護者、教職員等の相談に対応します。	・指導員を2名配置し、学校巡回、不登校・不登校傾向の児童生徒やその保護者、教職員等の相談に対応している。状況に応じてケース会議等情報共有も行った。 ・利用者に対し、学習支援やコミュニケーションスキルの向上を目的とした活動体験（調理、スポーツ等）など取り組んだ。 ・町のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする子どもを支援する関係機関との情報共有等行っている。 ・児童生徒のカウンセリング等の場として、週1回、石見養護学校の巡回訪問を活用している。
	・町社会福祉協議会では、教育相談を定期的に開催します。	・今年度の教育相談は夏休みに2日間開催した。（学教） ・年1回ほど瑞穂小学校通級指導教室の協力を得て開催している。（今年度相談11件）（社協） ・現在年1回（夏休み・冬休み期間中）瑞穂小学校通級指導教室の協力を得て開催している。（社協） ・必要（相談件数の増加）があれば更に瑞穂小学校通級指導教室に財政的な支援を実施する。（社協）
	・関係機関が連携し、児童・生徒を多面的に支援できる体制づくりを図ります。	・特別支援相談スタッフや教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと学校が状況に応じてケース会議等で情報共有しながら、一貫した支援ができるよう体制づくりを行っている。（学教） ・福祉教育は社協思想の根幹をなすものであり大変重要であると考えます。しかし学習指導要領等の改定等により、教育現場における温度差があり、体験活動は学校を単位に実施していただいているが、連絡会議の設置には今だいたっていない。（社協）
母子・父子家庭等に関する相談対応	・福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員が母子・父子家庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたります。	・保健師3人が地域ごとの母子・父子自立支援員を兼務し対応しています。

③地域で各種情報を収集する環境の充実

地域における多面的（制度横断的）な情報収集のための学習活動	・医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、成年後見制度、消費者問題、防災、救急救命など時代に即したテーマで、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施します。	・「暮らしの生き方講座」を今年度開設。地域課題として元気に最期まで暮らせるための色々な助けについて先進地から講師を招き講演会を実施した（阿須那公） ・認知症予防教室を月1回開催し、引きこもりにならないために様々なメニューでサロンを実施（阿須那公） ・高齢者の生きがいづくりを目的に毎月ひまわり教室（園芸教室など）を実施している。（井原公） ・出羽自治会が中心となり地区社協、公民館と協働で出羽版地域包括ケアシステム「すまいるサポート出羽」を発足した。勉強会を3回実施。寄り合い処として地区内を3ブロックに分けリーダーを中心にそれぞれで活動を実施した。（出羽公） ・高齢者を対象とし、冬をテーマとした防災についての学習会を実施。（布施公） ・高齢者の健康維持や生きがいづくりのために毎月1回もみじ会（認知症予防教室）を開催した。（矢上公）
	・集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出前講座等を活用して支援します。	・高齢者の生きがいづくりを目的に毎月ひまわり教室（園芸教室など）を実施している。（井原公） ・地域ボランティアグループが出前講座を養成、実施（高原公） ・高齢者の健康維持や生きがいづくりのために毎月1回もみじ会（認知症予防教室）を開催した。（矢上公）
ケーブルテレビを活用した情報環境の充実	・ケーブルテレビを利用して、高齢者や障がい者などの社会的支援を必要とする人が安心して健康な生活を送れるよう、情報提供します。	・高齢者みまもりサービスについては、リモコンを利用しなければならないなど、システム的にも古く、利用者の高齢化とスマートフォンなどの携帯端末を利用する世代の増加により、利用者数が減少しています。ICTによる見守りサービスが選択できるようになった今、現行の見守りサービスについては、今年度での廃止を考慮しており、利用者の要望により民間サービスへ切替えをお願いする予定です。 ・利用料の減額については、4月や6月など異動時期にお知らせを行う。利用者数は、410世帯（H30.4）から411世帯（H31.12）である。テレビ利用については、42世帯の減少となっており減少の傾向にある。 ・コミュニティチャンネルについては、おおなんニュースなどにより、地域の活動等を紹介しています。また、特集番組では、養護学校を長期取材し紹介しております。 ・ホームページについては改修を行いました。わかりやすい記事を掲載するように、各課でチェック体制も行えるようにし、新年度に研修等も予定しております。
	・情報システムを活用した見守りの体制づくりやわかりやすい情報提供を図ります。	

(2) 保健・医療・福祉等の多分野による連携の促進

【数値目標】	保健・医療・福祉等の多分野が集う会議の開催数 平成27年度 2回 ⇒ 平成32年度 5回	
--------	---	--

①保健・医療・福祉等の連携調整

福祉調整会議の充実	・児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、医療機関、代表者、それぞれの調整会議を開催し、情報提供や意見交換を行い、施策の推進、課題解決等を行います。	・「邑南町福祉調整連絡協議会」により、児童福祉調整会議を開催しました。 ・障害者福祉、高齢者福祉については、それぞれで構成機関がほぼ同じ会議が開かれているため、調整会議としてあえて開催する必要性が低いと判断し開催を見合わせています。
	・調整会議以外の会議体との調整を行い、体制の見直しを図ります。	・調整会議とそれぞれの分野での協議会等について、体制の見直し等に関して引き続き検討を行っています。
関係機関による連携体制の推進	・公立邑智病院の地域連携室や地域包括支援センター、町社会福祉協議会、庁内関係課で構成される「邑南まるごと支え合いチーム」を中心に、地域包括ケアの体制づくりに向けた実情把握と検討を進めます。	・「邑南まるごと支え合いチーム」を今年度は3回開催し、「後期高齢者歯科口腔健診結果のフォロー体制」「在宅歯科訪問診療」等について情報共有・意見交換を行った。今後も医療介護等より多くの関係機関と連携を取りながら地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進していくこととしている。
多職種による横のつながりづくりの推進	・保健・医療・福祉分野における多職種での、また地域の関係機関間での情報交換の場の設定等を行い、横のつながりづくりを促進します。	・町内社会福祉法人、医療法人の代表者で構成する邑南町福祉調整連絡協議会代表者会議を3月に開催予定で、この会議を通じて関係機関同士の情報交換を行います。

②ケアマネジメントの充実

ケアマネジメント研修会の開催	・ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会を開催します。	・介護支援専門員に対する包括的継続的ケアマネジメント支援として、今年度も「ケアマネジメント支援会議」を開催した。 ・事例提供した介護支援専門員の思考過程に着目しながら、介護支援専門員同士で支援を行っている。会議の結果、更に検討が必要なケースは多職種による「地域ケア個別会議」を開催。また「邑智病院個別ケース検討会」でも意見をもらった。
事業者連絡会・地域ケア会議等の開催	・地域包括支援センターは事業者連絡会や地域ケア会議において、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要なサービスの開発・研究を行います。	・地域包括ケアシステムを構築するために結成した「おおなん丸ごと支えあいチーム」の活動として取り組んでおり、必要なサービスの開発・研究は事業者連絡会等では行っていない。 ・6月の介護保険事業所連絡会では、公民館や地域ケア会議、民生委員会等における町の課題について、目指す姿や対応策について情報提供を行い、意思疎通を図った。
	・保健・医療・福祉・介護の連携を深めます。	・医療側と介護側双方より、連携に関しての問題点や目指す姿について意見を集約し、対応策の検討を行った。
ケアマネジメントの充実	・高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。	・今年度障がいサービスから介護保険への移行に関する研修を開催し、障害・介護サービス事業所の担当職員の参加があった。また障がいサービスから介護保険へ移行するケースが1件あり、双方の担当者を交え、今後の生活支援について協議した。
	・ケアマネジメントに係る専門職の育成と人材の確保を図ります。	・ケアマネジメントに必要な専門スキル獲得のため、介護支援専門員に専門研修を積極的に受講させスキルアップに努めた。

(3) 安心して自立した生活ができる環境整備の推進

【数値目標】	過去1年間に防災訓練に参加したことがある人の割合 平成27年度 38.0% ⇒ 平成32年度 45.0%	
--------	---	--

①公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保

バリアフリーのまちづくり	・ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改築に関するバリアフリー化に努めます。	・バリアフリー新法や島根県ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準に従ってバリアフリー化を進めている。
	・民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築士等と協力して相談窓口の設置を検討します。	・バリアフリー新法の関係から、島根県及び県央県土整備事務所の建築部を相談窓口として紹介している。
	・住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。	・「長寿社会の住まいづくり」相談員名簿で周知している。
	・高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。	・既存の町営住宅について、ストック改善事業（室内）は平成29年度に完了した。 ・公営住宅等整備基準に従い第10条及び第11条のそれぞれについて等級3としている。
	・住宅マスタープランを策定し、安全・安心の住生活の促進に努めます。	・住宅マスタープランに従い業務を行っている。

②地域の災害・防犯体制の充実

自治会等の地域組織での災害・防犯対策の推進	・ハザードマップ及び地震防災マップを活用するとともに、自主防災組織の結成及び活動を強化し、行政と地域の連携を図りながら、地域で高齢者・障がい者等を災害から守るための対応を推進します。 ・防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。 ・消費者教育、防犯活動を推進します。 ・子どもを守る地域活動を子供安全センターと連携して推進します。	・自主防災組織については、Ｈ３０年度中に羽須美地域上田自治会で新たに組織化され、全体の数は３２となり、組織率は８１.５％となっている（Ｈ３０.２.１）。ここ数年毎年のように豪雪災害あるいは豪雨災害が発生しており、自主防災組織においても災害状況に合わせ、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を実施している状況である。こうした状況の中、各自主防災組織において、緊張感を持って防災訓練や協議を実施し、避難行動要支援者対応に係る取組みを継続実施している。なお、今年度は中野地区の４自治会で避難行動要支援者名簿の作成に係る取組みを実施している。 ・新規の防災士資格取得者５名を対象とした普通救命講習を１０月２７日に実施した。 ・銭宝自治会、市木自治会、いわみ中央自治会、茅場自治会、中野西区自治会、中野北区自治会で防災出前講座を実施し、災害に対する事前準備の重要性について理解を深める事ができた。 ・高齢者学級にて、広島県自主防災アドバイザーを講師に招き「防災講座」を開催した。（口羽公） ・消防署員、消防用設備点検業者の協力のもと、運動教室の方と公民館の消火・通報・避難訓練を実施した。（口羽公） ・公民館まつりで踏み間違い防止装置付自動車試乗体験を実施。ひな街道イベント日に、起震車の体験を実施。今年度川本警察署指定の「はつらつモデル地区」に指定され、交通安全教室を２回実施した。（出羽公） ・利用者と消火・避難訓練を実施（中野公） ・自治会と連携し、豪雨災害を想定した避難訓練と防災に関わる講座を実施。（布施公） ・公民館避難訓練、消火訓練を矢上児童クラブと合同で行った。（矢上公） ・地区内において自治会を超えた自治会と公民館協働型の防災訓練（避難所運営講習）を開催（矢上公） ・地域安全推進員、少年補導員と連携し、特殊詐欺被害者の未然防止に向けた広報啓発活動（ピラ配布）を実施し特殊詐欺被害防止を呼びかけた。 ・関係機関と連携し活動を行っている。 ・避難訓練に併せて児童クラブと消火訓練を実施した。（阿須那公） ・公民館自主教室の講座中に、駐在による講演を毎年、開催している。（市木公） ・自主教室内で地元駐在所に防犯についての講演をしていただいた（中野公） ・公民館祭りにおいて川本警察署（邑南西部駐在所）による特殊詐欺被害防止に向けた寸劇を開催した。（矢上公） ・子ども安全センターの１１支部は、校区内の各種団体代表者や地元の有志の方々で構成し、支部ごとに青色防犯パトロールや通学路の安全点検、安全教室などを開催し、子どもを守る運動を引き続き展開した。 ・通学路の交通安全上の危険箇所は邑南町交通安全対策協議会通学路安全推進部会で集約し、関係機関（警察・県・町・学校）による合同点検を行い、必要対策を検討した。 ・また、防犯の観点による通学路安全点検を警察・県・町・学校・青パト隊の方の参加により行い、危険箇所の対策案を検討し、安全体制の推進に取り組んだ。
町地域防災計画に基づいた福祉関係機関の連携・対応	・町地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。	・町内外の関係機関出席のもと６月に防災会議を開催し、災害発生に備え情報の受発信や役割、対応方針などについて連携強化を図っている。また、病院、社会福祉協議会及び町内各福祉施設とは、個別に連絡体制の構築及び役割分担などについて協議を実施している。
福祉施設等の災害対応の充実	・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的に実施されるように徹底を図ります。	・四ツ葉の里防災会議には毎年参加しており、施設持ち回りで開催される避難訓練を見学している。 ・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的に実施されている。さらに福祉施設等との情報共有、連携を図る必要がある。 ・保育所では特別警報が発令された場合の対処の仕方を、保育所を運営する社会福祉法人の事務局、町総務課危機管理室、福祉課で検討し、今年度中に対応（案）をまとめる計画である。
災害ボランティアの養成	・町内の災害に対して救援活動を実施できるよう、町社会福祉協議会において災害ボランティアの養成を図ります。	・町災害支援ボランティアセンター（町社協）に８団体、個人３名が登録している。 ・災害の発生に備えて、引き続きボランティアセンターへの登録について、町社協広報紙等を活用し啓発活動を行っていく。

高齢者福祉計画に係る評価報告書

2-1 介護保険制度の円滑な運営
(1) 介護保険サービスの基盤整備及び推進
①制度の安定的運営の取り組み

資料A-2

項目	内容	H30 実施状況・評価
介護保険資源の適正な利用	・介護保険サービスのケアプランを担う介護支援専門員の質の向上は大切で、研修を充実します。	今年度、介護支援専門員の質の向上を目的とした研修会を4回開催。12月には「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」活用についてと題した研修会を開催し44人の参加があった。改めて「自立に向けたケアマネジメント」について意識付けできた。 来年度のケアマネジメント支援研修も研修会をカリキュラム化しつつ、初任者・主任介護支援専門員双方が参加できるような研修を行う。
	・保険者として給付の動向を見極めながらケアプランの点検や評価等も視野に入れ、資源が適正に利用できるよう努めます。	介護保険課と連携し合同でケアプラン点検を実施する予定。 住宅改修のサービスを利用する際は、利用者が適正に利用できるよう事前協議に保険者として参加している。（30年度12月末現在20件 100%参加）
	・介護サービス提供事業所においても、利用者の個々のプランを充実し介護度の重度化を予防する取り組みを推進します。	サービス内容に変更がある場合サービス担当者会議へ出席。（30年度13件出席） 利用者のプランについて共通理解を得ることができ、重度化予防の観点で検討することが出来た。
事業の円滑な推進	・事業の評価や分析を積極的に行い、今後の方向性を示せる体制づくりを進めます。	第7期介護保険事業計画や高齢者保健福祉計画の目標に対し、目標達成ができているか、包括内会議等で事業の評価や分析・見直し等を行いながら事業を推進している。
	・介護保険制度の理解を深め適切な利用を促進するため、住民が集まるいろいろな機会を捉えて説明を行います。また、年齢層に応じた広報活動を行い制度の周知を図ります。	H29年度より始まった総合事業も含め、介護保険制度の理解を深めるため積極的に出前講座で説明を行った。また、随時広報紙等に掲載した。
制度改正に伴う円滑な運営	・住民が住みなれた地域で出来るだけ長く住み続けることが出来るよう、医療・介護・予防・住まいなど生活支援サービスを切れ目なく提供する、地域包括ケアシステムを整備し、住民政策やまちづくりと一体となった総合的な基盤整備を図ります。	H29年度に引き続き、「介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）」を推進し、専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスが充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進するよう努めた。また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最期まで続けることができるよう、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化の4つの事業を中心に事業実施を推進している。
	・認知症になっても安心して地域で暮らせるまちづくりをめざし、認知症の知識の普及、啓発と早期発見、早期対応のシステムを確立していきます。また、権利擁護や高齢者虐待防止を普及啓発していきます。	福祉法人等のキャラバンメイトの協力を得て、認知症サポーター養成講座を積極的に開催したり、出前講座にて認知症の知識の普及・啓発に取り組んだ。
生計困難者に対する対策の適切な運営	・町広報紙、事業者連絡会等において周知し推進します。	広報や出前講座を活用し、生計困難者に対する各種制度の周知を図った。
	・各関係機関と連携をとり、対象者の把握に努めます。また、保険料の軽減事業や個々の相談にも対応します。	生計困難者への対策として、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業や介護保険負担限度額認定等あり、適切な制度の運用ができるよう広報や出前講座を利用し制度の周知徹底を図った。

②介護保険制度の普及啓発

広報活動による意識啓発	・住民に介護保険制度の理解や協力を得るため、町広報紙やケーブルテレビ、出前講座を活用し、理解の促進を図ります。	出前講座や町広報を活用し、住民への介護保険制度の理解促進に努めた。
-------------	---	-----------------------------------

③介護人材の確保

関係機関との連携	・人材確保は介護に関わる共通した課題であり、各種関係団体との連携が必要です。引き続き関係機関との情報共有の実施を行い、また未就労の専門職に対して、介護職の求人情報等の提供を行うことで、就労につなげるための取り組みを進めます。	必要な介護サービスを安定的に提供するためには、介護サービスを提供する人材の確保が必要となる。関係機関と連携しながら現在取り組んでいる奨学基金による介護福祉士等の人材確保や、各種研修会等の開催も引き続き推進していく方向。
介護職員の養成	・医療福祉従事者確保奨学基金を設けて介護福祉士等の人材確保に努めており、今後も継続します。	医療福祉従事者確保奨学基金を設けて介護福祉士等の人材確保に努めている。H30年度中の利用者は65名で、その内、介護福祉士や社会福祉士を目指している人が8名ある。
	・介護に関心を持つ児童生徒や学生に介護職場を体験してもらう機会を設けます。また、介護の仕事の魅力ややりがいを伝える取り組みを進めます。	今年度も小中学生を対象としたサマーボランティアスクール（社協主催）が開催され、小学生63人、中学生20人、合計83人の多くの子供たちが町内の高齢者施設等で高齢者とふれあったり、実際に介護職の仕事を体験したりする機会をもった。今後も社会福祉協議会の活動を通して介護職場の魅力ややりがいを伝える取り組みを進める。
職場における人材確保	・人材確保を進めるために、それぞれの事業所において、働きやすい環境をつくる仕組みが重要となります。そのため事業所における職場内研修の取り組みを推進し、人材定着が図れるよう支援していきます。	介護人材不足を解消する方法の1つとして、職員のモチベーションやスキルアップにつながるような研修会の開催について提案していきたい。

(2) 介護サービスの質の向上

①ケアマネジメントの質の向上

項目	内容	H30 実施状況・評価
介護支援専門員の質の向上	・介護支援専門員にプランの提示を求め、計画されたプランの助言や評価を行い、よりよいケアプラン作成に向けた研修や指導を行います。	予防給付では、計画されたプランの助言や評価を定期的に実施し、生活重視のプラン作成へ向けた支援を行った。
介護支援専門員への支援	・介護予防・介護給付における包括的なマネジメント実施のため介護支援専門員を支援します。	介護支援専門員に対する包括的継続的ケアマネジメント支援として、今年度も「ケアマネジメント支援会議」を開催した。 事例提供した介護支援専門員の思考過程に着目しながら、介護支援専門員同士で支援を行っている。会議の結果、更に検討が必要なケースは多職種による「地域ケア個別会議」を開催。また「邑智病院個別ケース検討会」でも意見をもらった。
	・業務を円滑に進めるために、介護支援専門員同士のネットワークづくり・定期的な情報交換の開催・研修を行い、介護支援専門員を支援します。	町内の介護支援専門員同士の定期的な情報交換や勉強会の場として、定例で行っている「ケアマネジメント支援会議」の時間を有効活用している。
	・困難事例を抱える介護支援専門員への助言や支援を行います。	介護支援専門員と対応困難な事例について、関係者を交えながら連携を取りつつ支援している。

②サービスの質の向上

居宅サービス・施設サービスの質の向上	・高齢者等への施設や在宅における虐待防止や、施設における身体拘束の廃止の徹底を推進します。	介護相談員9名で、施設等の14事業所に対し利用者との相談活動を行うなかで、身体拘束や虐待がないかどうかの観察も併せて行っている。
	・在宅での自立支援の援助となるような質の高いプランやサービスの提供を推進します。	予防給付及び介護給付において要請があったものに対し「サービス担当者会議」へ出席し、在宅での自立支援の援助ができるよう、介護保険サービス以外の制度の紹介やインフォーマルサービスについてもプランへ組み込むよう提案した。
	・介護相談員を事業所に派遣し、サービスの質の向上を図ります。	高齢者やその家族から介護サービスについての不満や疑問などを聞き事業所に橋渡しすることにより、利用者の不安の解消を図り、第三者の視点で気づきを事業所に助言する等、サービスの質の向上や苦情にいたる事態を未然に防止できる。
地域密着型サービスの向上	・自己評価や外部評価の結果を踏まえ、条例で定めた人員、設備及び運営に関する基準等に基づき、適正なサービスが提供できるよう指導を行います。	実施指導は広域保険者である介護保険課が担当する。町及び地域包括支援センター職員の立場で構成員として事業所の主催する運営推進会議に出席している。事業所運営の透明性、サービスの質、地域との連携の確保をしてもらうよう助言している。
福祉サービスの決定・評価	・対象者に必要なサービスが提供できるように庁内における調整・決定会議が必要です。定期的な評価・見直しを行います。	養護老人ホームについては、郡内の入所判定委員会決定を受けた待機者に対し課内において入所調整会議を行っている。

③サービス評価の推進

介護相談員の活動の促進	・連絡会等を開催し、介護相談員と連携し介護事業所との連絡調整を図ります。また、介護相談員の研修を支援します。 〈介護相談員〉 目標 10人（平成32年度）	介護相談員より毎月の活動報告書を提出してもらい事務局で確認。場合により、事務局と同行訪問し対応している。また、介護相談員連絡会を年2～3回定期的に開催し介護相談員同士の情報交換を行っている。三者連絡会では相互理解に努めながらより質の高いサービス提供ができるよう意見交換しあった。今年度は改選により新規介護相談員を3名が養成講座を受け、1名減の9名にて活動している。県主催の現任者研修に相談員・事務局ともに参加した。
相談窓口の充実	・苦情・相談等の窓口を充実し、サービスの質の向上につなげていきます。	地域包括支援センター・各支所福祉係が窓口となり対応してるが、相談内容によっては当該の関係機関の参画を得て連携会議を開催し、サービスの質の向上につなげるよう努めた。

(3) 介護給付の適正化

①適切なサービス提供のための体制づくり

項目	内容	H30 実施状況・評価
適正給付ができる体制づくり	・保険者として定期的な給付の点検を行います。	介護保険課と連携し取り組んでいる
	・介護認定調査の研修に積極的に参加し、適正な介護認定基準に沿った調査を行います。	県や介護保険課で行う認定調査員の初任者研修および現任者研修に参加し適切な認定調査が行えるように努めている。
適切なサービス提供ができる体制づくりの推進	・サービス未利用者の状況把握を行い、適切なサービスを提供することにより悪化の防止を行います。	介護認定更新時に利用中のサービスを確認し、サービス未利用者に対しては状況を把握し、適切なサービス利用ができるよう調整したり、サービス利用の必要性がないあるいは介護保険外サービスを含め他のインフォーマルサービス（配食サービスや介護保険外のヘルパー利用等）で対応可能な場合は更新を取りやめてもらい地域包括支援センターで対応した。
	・サービスの必要性が高い高齢者に対してアプローチを行い、必要なサービスを提供し要介護状態にならないよう支援します。	地域で気になる方、課題のある方について、民生委員や保健課地区担当保健師、介護支援専門員、社会福祉協議会等から随時情報が地域包括支援センターへ入ってくるため、ケース会議や地域ケア会議等を開催し個別に対応を行っている。 今年度は未利用者リストを作成し、更新前に未利用の方の状況把握を行いサービス利用の勧奨や適切なサービスの情報提供を行った。

（４）サービス利用者及び家族の支援

①生きがい活動の支援

項目	内容	H30 実施状況・評価
生きがい活動の支援	・要介護者及び家族が趣味や楽しみをもって生きがいのある生活を送ることができるよう近所、集落、自治会、NPO法人、ボランティア等で支援するための啓発を行います。また、調整役やリーダーの養成を図ります。	要介護状態になれば担当の介護支援専門員が介護保険サービスの調整のみでなく、対象者の生活状況を見極め必要な支援を実施しているが「生きがいづくり」などプランに反映できるよう地域の活動とのマッチングには至ってないと感じる。 町から委託を受けている各種創作活動（ねんりん工房、知恵工房、若返り館等）での生きがい活動支援も近年利用者は固定化しているとともに、活動自体が停滞気味である。
	・自治会や集落で取り組まれている地域福祉活動の実態を把握しながら、さらに住民と連携して体制づくりを推進します。	地区社協の計画に従い実施。全てではないが各地区社協が研修会や視察など実施され自己研鑽に努めておられる。
老人クラブ活動の支援	・老人クラブは高齢者が知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのための社会活動を行うことにより、老後の生活を豊かなものにするという目的があります。近年、会員の減少により、本来の活動がしにくい状況になっているため、各老人クラブ単位で、参加してみたくなるような魅力ある活動を工夫したり、活動のPRに努め、会員の増加を図るとともに組織の活性化に努めます。	邑南町（福祉課・保健課）の介護予防・健康づくり施策に協力すべく、軽スポーツ大会（グラウンドゴルフ・クロリティ・ペタンク）を実施、年間延べ1,200人を超える参加実績となっている。併せて社会貢献活動として「友愛活動」と地域単位で「奉仕活動」等々を実施している。「友愛活動」は、町内の1人暮らし高齢者を対象としての訪問活動で安否確認、情報提供、相談対応、行事等のお誘いと幅広い活動となっている。 会員の加入状況については、60歳代の若い世代の加入が難しく、単位老人クラブとしての大きな課題となっている。邑南町における最大の会員数で組織する住民団体として、社会貢献団体としての啓発をさらに進める必要がある。
生きがいづくり自主グループの支援	・地域には、高齢者の生きがいづくりを目的とした自主グループがあります。各地で様々なグループが立ち上がるよう、相談やアドバイスをを行い、それぞれのニーズにあった活動に参加できるよう調整を行います。	町より委託を受けている「知恵工房」に関して利用者がいないため休止となっている。「ねんりん工房」「若返り館」の利用者も固定化しており、新規利用者の減少及び現利用者の高齢化など活動自体が停滞気味である。

②家族・地域介護者支援体制の充実

家族の経済的負担の軽減	・在宅で高齢者を介護している家族等の経済的負担の軽減を図るために、介護用品購入費助成、社会福祉法人等軽減事業等により支援していきます。	介護用品購入費助成（30年度12月末現在） 助成対象者21人 助成券一人当たり月6,250円 年間75,000円を助成。12月末現在利用率92.5% 利用者が紙パンツ、紙おしめ、尿取パッドを1日に実際何枚使用しているのか調査をおこなった。助成額の見直し等を協議検討していく予定である。 社会福祉法人等軽減事業は、利用者等の経済的負担の軽減と対象サービスの利用の促進を図るために適切な制度の運用を行った。
家族介護者の支援	・高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得するための教室を実施します。さらに介護者同士の交流を深め、精神的負担の軽減を図ります。	家族介護者のリフレッシュを目的とした家族介護者交流会を毎年1回開催している。30年度は「福祉用具専門相談員による介護教室」を計画し、益田市の椋木商会に講師を依頼した。2日間で13人の参加があった。杖や押し車、電動ベッド等実物を展示していただき、参加者の目の前で正しい使用方法を説明していただいた。昼食後は温泉も利用していただいた。3地域の介護者同士が交流を深めることができ精神的負担の軽減が図れた。介護方法や介護予防・介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得するための介護教室を参加者からの希望に応じて計画する予定でいる。
	・支援の必要な高齢者を支える家族の精神的、肉体的負担が大きいことから、関係スタッフが随時悩みの相談に応じます。また、家族介護者教室を開催し、リフレッシュ、情報交換、仲間づくりを行い、介護者の精神的な支援を図ります。また、高齢者だけでなく自分の問題として、老後について考える場を提供していきます。	毎月3地域で、定期的に「家族介護者の会」を開催。介護者同士が集まれる場を提供した。特に悩みが深刻な場合は、保健師等専門職による個別の相談にも応じるようにしている。歯科衛生士や施設栄養士の専門的な講座も開催した。運動指導士による体操指導で参加者のリフレッシュも図った。情報交換や仲間づくりの場に力を入れた。 毎年、各社会福祉法人や介護サービス提供事業所から地域貢献で専門職員を派遣してもらっている。

2-2 介護予防の推進と地域包括ケアシステム構築

（１）介護予防の推進

①介護予防に対する意識の啓発

項目	内容	H30 実施状況・評価
介護予防推進の意識啓発	・生活をより活発に行ったり、社会参加することにより要介護状態を防ぐことができます。要介護状態にならないための意識啓発を行います。特に、高齢期を迎える前から、介護予防の意識を持てるよう啓発を進めます。	講演会、出前講座を中心に、住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、介護予防に対する意識を持つことが必要である旨の周知・啓発を行った。
	・あらゆる場を活用して、「邑南町介護予防計画」のめざす「全町をあげて、若い時から健康づくり、介護予防に積極的に取り組む」ことの重要性について啓発していきます。	保健課や社会福祉協議会等と、ライフスタイルに応じた健康づくり・地域をあげた介護予防活動等今後さらに推進していくためのしくみづくりについて定期的に話し合いを行った。

情報収集の支援	基本チェックリストの郵送、配布の義務付けが平成27年度よりなくなったため、虚弱高齢者の把握や利用勧奨を行う新たな仕組みづくりを検討します。	虚弱高齢者の把握のため、民生委員地区会や医療機関との地域ケア会議等において情報収集方法を行った。 総合事業の利用開始時に基本チェックリストを実施し、高齢者の心身についての課題の把握をした。
	特定健診、後期高齢者健診等や保健師による家庭訪問の機会、地域ささえあいミニデイサービスなど高齢者が集う様々な場との連携、主治医、民生委員、本人、家族、近隣からの相談、訪問等により生活の機能が低下している高齢者を早期発見できる体制づくりが必要です。虚弱な高齢者への適切な働きかけをします。	各種関係機関から情報提供を受け、生活の機能が低下している高齢者の早期発見に努め、必要に応じ適切なサービスにつないだ。
	地域のお他機関から情報が得られる仕組みを構築します。	民生委員の地区会、医療機関等とのケース検討会に参加しており、できるだけ情報が得られる関係作りに努めている。
適切な介護予防サービスの提供	窓口にて基本チェックリスト等を活用し、各個人の課題点の明確化を図り、運動器機能低下、低栄養、口腔機能低下、うつ、認知機能低下等それぞれの課題に適したサービスへの振り分け（紹介）を行ないます。	総合事業の利用開始時に窓口で基本チェックリストを実施し、本人の心身の状況を把握し、希望を踏まえた上で各種サービスの情報提供や調整を行っている。
	提供したサービスに対して、定期的な評価を行い再アセスメントをしていきます。	交流型のデイサービスの委託先担当職員と支所の職員を含め定期的に会議を開催することとし、休止中の方や介護認定等が望ましい人の情報交換をし、必要に応じて訪問等を行っている。状況によって再アセスメントを行い本人の状態に応じたサービスの紹介を行っている。生活管理指導員については、対象者の状況の確認を担当者

②身近な場で気軽に集まれる場づくり

介護予防の推進	身近で出かけやすい場所づくり、生きがいくりによる予防活動を推進します。	地域ささえあいミニデイサービス事業を行っている。H30年度登録団体は24団体であったが、1団体は高齢者集いの場づくり事業へと年度途中で移行された。年度末には交流会を行い、活動の参考になる情報提供を行う予定。 住み慣れた地域でいつまでも生活出来る地域づくりや、住民同士の支えあいを推進するため、今年度より高齢者つどいの場づくり事業を開始し、2地区が立ち上がった。
	地域での自主的な介護予防の取り組みへの支援を行います。	
	各部署（福祉課、保健課、生涯学習課、社会福祉協議会等）が実施しているサービスについて調整を行ったうえで、互いに連携し効果的なサービスを提供します。	地域包括ケアシステムの構築を目指して、福祉課・保健課・社協職員・県央保健所で構成する地域部会を定期的に開催し、4部署合同開催している「ボランティア研修会」のあり方について、また「集いの場を通じた介護予防・地域づくり」の今後の方向性等を中心に協議を行っている。
	各地域のサービスについて、自治会単位等の話し合いにより、その地域にあった形のサービス提供ができるよう支援を行います。	今年度中に第2層協議体を立ち上げることとしており、今後それぞれの協議体のエリア毎で気軽に集まれる場づくりを立ち上げたり、住民どおしの支え合いのしくみが構築されるよう生活支援コーディネーター等と連携しながら推進していく予定。
生きがいくり活動の支援	自主活動やボランティア活動に対して、活動が継続できるような支援体制を整えます。また、それにあわせてリーダーの養成を行います。	社会福祉協議会が各種登録ボランティアグループへ毎年独自の助成金交付事業で財政的支援を実施している。（共同募金配分金）実施地区35地区
	身近な場で気軽に集まれる場づくりへのサポート体制の確立と、新規グループの立ち上げへの支援を行います。 <地域ささえあいミニデイサービス> 現状 26グループ（平成27年11月末現在） 目標 31グループ（平成32年度）	いきいきサロン活動と並行しながら実施。未実施地区へ開催の働きかけを実施。助成の要綱を変更し柔軟に対応。（以前は昼食を必須とする要綱であったが、半日での活動についても助成対象とした）
いきいきサロン・生きがいと健康づくり事業の支援	福祉ブロック、公民館単位で取り組まれている各事業に対し、虚弱な人を含めて参加しやすい体制づくりを行ないます。介護予防が必要でも、参加に結びつかない人がいることから、参加勧奨を積極的に行います。	いきいきサロンについては、対象地域内全体への呼びかけを必須としており虚弱な方を含めた参加となっている。
	地域性を生かし、誰もが参加しやすい内容や開催回数の調整を行い、本来の目的である介護予防の役割が担えるよう支援していきます。	11地区社協を通じて、39自治会を開催エリアとして、介護予防・健康づくり等々を目的として「いきいきサロン」の実施を要請している。実施団体は地域ごとにそれぞれで、自治会、ボランティア団体、実行委員会等、住民団体・組織となっている。 町の「集う場の支援」事業を受ける地域もありかなりの温度差が出てきていると感じる。

③介護予防リーダーの養成

介護予防を支援するリーダー（担い手）の養成	平成27年度から介護予防サポーター養成講座を地域における介護予防の推進役としてスタートしています。今後は、保健課、町社会福祉協議会が養成するサポーターとの役割分担の明確化、または統合等を視野に入れながら養成を継続していきます。 <介護予防サポーター> 現状 82人（平成27年10月末現在） <健康サポートリーダー> 現状 257人（平成27年11月末現在） <<介護予防リーダー>> 目標 350人（平成32年度）	平成28年度から保健課・町社会福祉協議会・福祉課合同でボランティア研修会を開催している。今年度は「活動の場がすでにある方」と、「まだ活動の場につながない方」とに分けて計画し、それぞれの活動状況に応じた内容で開催した。また「生活支援」を希望する方向けの講座も実施し、今後のちょっとした困り事を地域で支えるしくみにつなげていく予定。 来年度は、新規のボランティア養成講座を計画しており、それ以後は3年毎に新規養成講座を開催することとしている。
-----------------------	--	--

④介護予防に資する住民組織等への支援

介護予防に資する住民組織等への支援	自治会や地区社協等との連携を強化し、日常生活圏域内で週に1回以上は集えるような場づくりを推進していきます。	身近な公民館や自治会館などの地域の拠点で、元気な高齢者と要介護状態となる恐れのある高齢者を分け隔てなく集まって、体操等の介護予防に取り組む「高齢者つどいの場づくり～寄り合い処」事業を今年度からスタートした。現在2地区でスタートしており、介護予防だけでなく、地域の住民とおしの支え合い・見守り等にもつながっており、地域づくりへと広がりがつつある。
	地域における介護予防のための資源開発や、関係者のネットワークの構築等を行うコーディネーターを配置していきます。	平成29年度から生活支援コーディネーターを各地区に配置し、毎月1回生活支援コーディネーター連絡会等で地域の住民主体の介護予防の取り組み状況や、集いの場としてどのようなものが地域にあるのか等情報収集を行ってきた。来年度は介護予防に資する住民組織への支援が必要な地域に対しては、協議体と連携しながら立ち上げに向け、働きかけを行っていきたい。

⑤介護予防ケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメントの実施	平成29年4月から総合事業に移行するにあたって、要支援者等に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。	予防給付でのプラン作成は、まず、本人・家族・親戚・近所といった助け合いやインフォーマルサービスを活用しつつ、その後サービスを利用するため、その地域で不足しているものが何かを意識しながら関わっている。介護支援専門員の意見も参考にしつつ、各地域の実情を把握した上で、多様な主体によるサービスを開発し、適切なサービス等が提供できるよう、必要に応じて各機関に働きかけを行う予定である。
-----------------	---	--

(2) 地域の高齢者への総合的な支援

①高齢者の自立生活支援

項目	内容	H30 実施状況・評価
緊急通報システム 見守りテレビの活用	支援が必要な高齢者宅への緊急通報装置の設置を行います。	H31年1月末現在 設置台数 73台。 使い易い仕組みとするためH28年度以降対象基準を緩和している。
	ケーブルテレビによる見守りテレビの普及・促進に努めます。	平成30年1月現在 設置者数18名。 徐々に設置台数が減少しており、今年度での廃止を検討。
食の自立支援 (配食サービス)	バランスのとれた食事の提供とともに安否確認を継続し、食の自立へ向けた必要なサービス提供ができるよう体制を整えます。	H30年度新規登録者 31名 配食数：9,564食（12月末現在） 一人あたりが依頼する希望回数が増えており、配食数の増加傾向がみられる。石見地域には地域支援型の委託業者がなかったが、30年度、新規参入の意向が1件あり契約を締結した。また、町内の「配食サービスの案内」を作成し周知を行った。
	民間サービス等を活用し、365日配食や病態別食事の提供などニーズに応じたサービスの導入を図ります。	
	町内の関連業者との連携により食材の確保や配達について検討します	
生活管理指導員の派遣	病院からの退院直後等介護認定を受けるほどでもない方が、少し日常生活上の指導及び支援があれば在宅生活が継続できる場合は、一定期間、生活管理指導員を派遣し支援していきます。地域住民による支え合いや多様なサービス等が充実していけば、順次移行していきます。	H30年度利用対象者3名。利用者を訪問しアセスメントを実施し事業に即した対象者にサービス提供している。担当者会議にて委託先の事業所と協議を行い、適切なサービス利用をしていただくよう移行説明を行った。
地域包括支援センター	センターと各支所には総合相談窓口があります。介護や認知・うつ・閉じこもり等様々な相談に対して情報提供や専門医療機関の紹介・権利擁護等のサービスが円滑に行われるよう調整を行います。	センター・各支所含めてさまざまな相談に対し情報提供や各種機関の紹介や調整を行っている。必要に応じセンター・支所間にて情報共有を行っている。
	高齢者のみの世帯や認知症高齢者等に対する対応等それぞれ実情を把握し、個別にセンタースタッフでケース検討を行います。ケースにより、専門医やセンターの保健師等が専門チームとともに支援していく体制を整えます。	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らしを続けるための施策の一つとして、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を立ち上げ、認知症専門医の協力を得ながら支援しているが、なかなかスムーズに医療やサービスにつながらない事例も出てきている。今後も介護支援専門員等と連携しながら本人や家族の思いに沿った支援が提供できるよう努めていきたい。

②支援のネットワークづくり

見守り、ネットワークづくり	民生委員や地域の情報をもとに、支援の必要な1人暮らしの高齢者のみの世帯等の状況を把握します。	民生児童委員協議会の支部会や地区会に参加し、地域の高齢者や要援護者の状況把握や情報交換を行って、個別支援が必要な方は関係機関と連携を取って対応している。 民生委員との協力により、緊急の場合の連絡先を確認しておくなどの状況把握を行っている。平成27年度より地域福祉サポーター（優友サポーター）で65歳以上の高齢者、75歳以上の高齢者世帯の訪問支援活動を実施している。
	町社会福祉協議会や地区社協等の協力を得て、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域住民や民間事業者、専門機関等、地域の様々な関係機関がそれぞれの役割の中で、相互に連携をしながら、見守り活動を行う「高齢者の見守りネットワーク」を構築し、地域全体で支え合う体制をめざします。	地区社協、自治会に対して要援護者に対する支援ネットワーク構築及び支援活動を依頼している。（1人暮らし高齢者・高齢者世帯が中心）

地 域 づ く り の意識啓発	・地域コミュニティごとに健康づくり・生きがいくりの自主的な活動を実施していくための地域の体制づくり、生涯学習活動、地域づくり活動、保健福祉活動等関係機関との連携をとり推進します。	現在、第1層生活支援コーディネーターと第2層生活支援コーディネーターと毎月定例で連絡会を開催し、それぞれの地域コミュニティの取り組み状況の把握を行っているところであるが、今後も健康づくり・生きがいくりの自主的な活動がそれぞれの地域で推進されるよう横断的なネットワークを構築しながら支援していきたい。
	・要介護状態になる前から、将来家族が介護状態になったときにどう支えていくのか話し合っておくことが必要です。高齢者だけでなく、高齢期を迎える前からそれぞれが自分の問題として、老後について考える場を提供していきます。	住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域にしているために、住民とおして話し合い考える場である協議体を今年度から少しずつ立ち上げることとしているが、自分が要介護状態になった時、家族が介護できるのか、地域に支え合いのしくみがあるのかなども改めて自分のこととして考える機会になるよう支援していきたい。
活 動 の 担 い 手 づ く り の 推 進	・地域コミュニティ活動の担い手となるリーダーを積極的に発掘・育成するとともに、リーダーの積極性・向上心が持続するような支援を行います。	・生活支援と集いの場支援ボランティアの細分化をし専門的な研修を実施。（認知症理解・コミュニケーション能力開発・レクリエーション・集いの場実施団体活動報告ほか）

③高齢者の権利擁護

高 齢 者 虐 待 の 防 止、適 切な対応	・高齢者の虐待防止に対する理解を深め、発生を未然に防止していくよう啓発していきます。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、町等に通報する義務があることや高齢者虐待対応窓口としてセンターがあることを周知徹底します。	各種出前講座において、センターの周知に併せ虐待相談窓口を周知している。また、町の広報等においても周知している。
	・虐待は、問題が深刻化する前に発見し、早期に対応することが重要なため、民生委員や関係者等を含め地域住民も虐待が発生する要因や特に注意を要する認知症について正しく理解してもらうよう啓発していきます。	認知症と虐待には深い関係がある。認知症高齢者への虐待を予防するために介護者に対する適切な支援、民生委員や住民への認知症に対する正しい知識の普及に今後も力を入れていきたい。
	・虐待の疑いの通報があった場合、センターが訪問し、関係機関（町関係課・医療機関、担当民生委員・介護支援専門員・介護保険サービス事業所等）からはできるだけ多面的な情報を収集します。	虐待の疑いの通報があった場合は、各種関係機関と連携し情報を収集している。また代表者等が集まる高齢者虐待対策防止推進協議会において、情報提供や協力依頼を行っている。
	・虐待と認められる場合は、本人の生命・身体への危険性の有無、緊急性の有無を判断し、支援の方向性を決めるコア会議を開催します。	現時点でコア会議を開催するケースは発生していないが、必要に応じて開催していく予定。
成 年 後 見 制 度 の 利 用 促 進	・権利擁護・成年後見制度の活用、社会福祉制度等専門的な立場から支援を行います。	権利擁護センター（社協委託）のみでなく、地域包括支援センターにおいても成年後見制度の相談及び申立手続きの支援を行っている。親族がいない場合や拒否している等必要に応じて町長申立を行っている。
	・高齢者の権利擁護のため成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。	権利擁護センター（社協委託）において出前講座の項目として設けている。今後も権利擁護センターと連携し利用促進を図りたい。
	・成年後見制度については、住民参加による地域福祉の推進の観点から市民後見人（町民）の養成を行います。	権利擁護センター（社協委託）において後見支援員（日常生活自立支援事業の支援員合同）フォローアップ研修を開催している。
消 費 者 行 政	・高齢者が消費者トラブルの被害者とならないよう、各窓口と町民課、消費者センターが連携を強化し、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。	消費者問題協議会にて詐欺被害防止の啓発物品を購入し、年度末に向けて窓口等で配布し注意喚起を行う。 ・くらしの豆知識を作成し、窓口等に備え付け配布した。 ・各団体の希望に応じ、消費者問題の出前講座を開設し随時受付した。 ・消費者センターと連携し、相談事案について随時受付対応した。

④交通支援

交 通 体 系 の 整 備	・交通体系の整備は、生活全般を支援するものであり、町営バスの入らない地域に住む人を対象とした通院タクシー助成制度の継続、また公的サービスで補えない部分については、NPO・ボランティア団体、自治会の参画を図ります。	呂南町は、スクールバス10台と町営バス8台により通学をはじめ通院、買い物等に欠かせない生活路線を確保している。 生活交通検討委員会では3年に1回、報告書の見直しを行うこととなっており、平成29年2月には町長に報告書の提出がされた。 バス停留所までの距離が遠いという声や自宅の近くまで来てほしいという声があり、全町的に検討が必要な時期にきている。 羽須美地域は、H31年4月1日からNPO法人はすみ振興会によるデマンド運行が開始される。瑞穂地域、石見地域については、タクシー助成の拡大、乗合タクシー等を検討している。
外 出 へ の 支 援	・高齢者や障がい者にとって、住み慣れた地域社会での通院の支援として、サービスを継続していきます。	寝たきり、あるいは座位保持が介助なしでは行えず普通自動車で移動が困難な人への移送サービスとして高齢者等外出支援事業を社協へ委託し行った。30年度利用登録者19名 延べ回数96回（12月末現在）更新による利用者の状態の確認をおこなった。利用回数の多かった障がい者の利用者が死亡されたことで利用回数は減少した。 バス路線から離れた地域の通院の際のタクシー利用料助成制度継続。H30年度利用登録者3名（2世帯）。対象集落の一部にデマンド型バスがH31年度から開始する予定であり、対象集落等の見直しを検討中。
	・要介護者の通院等のニーズを探り、新たな支援策を検討します。	高齢者等外出支援事業が利用できない要介護者の支援として介護タクシー料金助成について協議した。H31年度から実施する予定。運転免許証自主返納者通院タクシー料金等助成についても協議しH31年度から実施する予定。

⑤住まいの環境整備

高齢者の居住安定確保	・日常生活に見守りが必要な人に対して、病院からの退院直後・冠婚葬祭等短期間に利用できるサービスとして、生活管理短期指導があります。在宅生活が継続できるよう支援していきます。	申請の予約申込はあったが、本人の体調不良によりキャンセルされたためＨ３０年度利用は１２月末で実績はなし。医療機関に地域包括ケア病棟ができ、退院後の体調調整のための利用はみられなくなったが、虐待等の処遇困難事例の緊急避難場所の確保としている。総合事業のサービス事業対象者であってもこの事業を使うことを可能とする。
	・65歳以上1人暮らしや2人世帯の人で、在宅生活に不安がある人に対し、居住（高齢者生活福祉センター）の利用決定を行います。入所後も生活が支障なく行えるよう、引き続き支援を行います。	独居、2人暮らし高齢者世帯で在宅生活に不安のある方に居住を提供。入所後も家族や介護支援専門員と連携し、介護保険サービスや在宅福祉サービス利用の支援を行い、安全安心な環境づくりを行った。入所申請の審査会では認知症や持病に対してのリスクを精査し、対応についても施設管理者との情報交換を密に行った。 １２月末入所者：15名（空室なし） 介護認定者：要支援１…4名 要支援２…2名 要介護１…9名
	・経済的に困窮し、居宅で養護を受けることが困難な人への施設として養護老人ホームの役割は重要です。入所者の生活を支えるため、外部のサービス利用により生活支援を補います。	１２月末の措置人数54名（町内施設39名、町外施設15名） 町内施設のうち介護サービス利用者26名（１１月利用実績） 養護老人ホームに措置を行い、日常生活の支援を行った。
	・高齢化に伴い、住みにくくなってきた公営住宅を、高齢者が住みやすいよう環境を整備することが大切です（風呂場・段差解消・手すり等）。住宅マスタープラン（地域の特性に応じた住宅の供給を促進し住宅の整備に係る計画）・ストック改善事業（地域の特性に応じた再生・活用）により、既存の住宅を計画的に改修実施しています。	公営住宅のストック改善事業（室内）は平成２９年度で完了した。
様々な居住安定確保	・心身機能の低下や経済的な事情から、施設の入所を希望される場合、必要に応じて住み慣れた自宅から高齢者の状況に適した住まいへの住み替えを促していきます。この場合、できるだけ町内の施設で充足できるよう努めます。	在宅生活が困難になってきた場合、町内にある高齢者生活福祉センターや軽費有料老人ホーム、養護老人ホーム等の紹介を行っている。また、急を要する場合は近隣の関係施設についても紹介している。
公共施設のバリアフリー化	・各公共施設が高齢者・障がい者にとって使いやすい施設となるよう努めます。（トイレ・段差・スロープ等）	物理的なバリアフリー化 改修工事等を行う際、具体的には、段差の解消・階段に併設したスロープ・手すり・スペースの広い洋式トイレ・おもしろい駐車スペース（幅：3.5m以上）の設置・視覚障害者向け点字ブロックや小便器近傍への手すり設置等について設計段階から考慮するよう各課に継続して周知している。平成３０年度の実施は無し。

⑥地域ケア会議の活用

地域ケア会議の活用	・より良い地域包括ケアシステムの実現をめざし、介護・医療・保健・福祉等の多職種連携により、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援型ケアマネジメントの実践力を高めます。	「ケアマネジメント支援会議」の中で、多職種連携することで高齢者の個別課題の解決が図れるものについては、事例提供者が自らの気づきができるよう支援している。邑智病院にかかっている方で気になる事例は「邑智病院個別ケース検討会」を実施している。
	・個別ケースの課題分析から、地域に共通した課題を抽出し、その解決に向けた資源把握や地域づくりを推進します。	個別ケースの課題を解決するための地域ケア会議として定例で行っている「邑智病院個別ケース検討会」「ケアマネジメント支援会議」がある。それぞれの個別事例の中から上がってきた課題について、地域に共通した課題を抽出し、その解決に向けた資源把握や地域づくりを今後生活支援コーディネーター等と協力し推進していくこととしている。

⑦新しい総合事業の実施

新しい総合事業の実施	・介護予防・日常生活支援総合事業は、町の主体性を重視し地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援・二次予防対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を創意工夫により、総合的に提供できることとなりました。これにより、多様なサービスの整備など事業実施に向けた準備を行い、介護予防訪問介護と介護予防通所介護はこれまでの予防給付から総合事業へ平成29年度から移行します。	地域の実情に応じて、多様な社会資源を活用することで、介護予防や生活支援などのサービスへ繋ぐための検討を行った。今後地域におけるインフォーマルサービスを開拓し、生活支援の体制を整備をしていく予定である。
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置	・必要な人に多様な主体による多様なサービスから必要なサービスを提供できるよう、多様な取り組みの調整機能を担う生活支援コーディネーターを配置します。	第一層の生活支援コーディネーターについてはH28年7月より邑南町社会福祉協議会に委託で配置し、第二層の生活支援コーディネーターをH29年度各地区1名づつ一般住民の方から公募で配置した。そして、毎月1回連絡会を開催し、地域の集いの場や支え合いのしくみなどの把握と、第2層協議体の立ち上げに向け意見交換を行っている。
	・町やセンターが中心となり、生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の在宅生活を支える社会福祉法人、民間企業、協同組合、ボランティア、NPO法人等多様な事業主体と重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築していくために協議体を設置し、定期的な情報共有及び連携協働による取り組みを推進します。	第1層協議体をH29年度から立ち上げ、H29年度は「公益財団法人 さわやか福祉財団」から講師を招いて、「協議体の役割・協議体に求められること」という議題で講義を受けた。今年度は、具体的な地域への取り組みの参考にしてもらうことを目的として、地域での支え合いや集いの場事業の好事例を紹介してもらった。第2層協議体についても今年度中に何ヶ所か立ち上がる予定で、協議体のエリア内で情報共有したり、連携共同していくしくみを支援していく方向。

生活支援サービスの体制整備	・国が策定するガイドライン等を参考に、平成29年4月に通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業を新しい介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業へ移行します。	町では、多様な主体による地域の実情に応じた生活支援サービスを試みたが、手上げする事業所がなかったり、想定する利用者がおらず実施に至ってない。 今後地域の実情に応じて、必要なサービスや対象者を洗い出し、実施に向け検討する。
	・担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進します。	H28年度より、保健課と社会福祉協議会と共催で「集いの場を支援するボランティア」「家に入ってちょっとした困り事を支援するボランティア」の養成と再教育を行っている。今後も計画的に研修会を開催しながら、ボランティア活動とニーズのマッチングについて構築していく予定。

（３）認知症施策の推進

①認知症に対する正しい理解の普及

項目	内容	H30 実施状況・評価
啓発活動の推進	・認知症は、誰にも起こりうる脳に起因する病気で、高齢になるほど発症率が高くなります。今後、高齢者の増加に伴い認知症の増加が見込まれます。今後も認知症の早期発見・早期対応の重要性等、認知症についての正しい知識の普及と、「認知症になっても住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるためには周囲の理解が必要不可欠であること」など引き続き意識啓発していきます。	・認知症の早期発見・早期対応の重要性等、認知症についての正しい知識の普及と、「認知症になっても住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるためには周囲の理解が必要不可欠であること」などの意識啓発を目的として、認知症予防講演会を3月に開催する予定。
認知症サポーター等の養成	・認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である認知症サポーターの養成を積極的に行っていきます。また、認知症サポーター養成講座に参加する人は高齢者の受講者が多い状況がありますが、今後は学童期等の若年層についてもサポーター養成の取り組みが進むよう関係機関に働きかけを行っていきます。	福祉法人等のキャラバンメイトの協力を得たり、出前講座にて認知症サポーター養成講座を開催している。今後さらに多くの方に認知症サポーター養成講座を受講していただくために、町広報の地域包括支援センターコーナーに養成講座募集を掲載し、PRに努めた。
	・地域や職域・学校などで認知症サポーターを養成し、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、関係機関・組織・団体等への働きかけ、協力・連携体制づくり、ネットワーク化を推進します。また、認知症に関する地域のリーダー役を担う立場のキャラバンメイトの養成についても、県と連携して推進していきます。	県が開催するキャラバンメイト養成講座に今年度も郵便局職員の参加者があった。H30年12月末現在で77人キャラバンメイトが養成されており、今後もよりキャラバンメイトが地域で認知症サポート養成講座が開催できるよう啓発を行っていきたい。

②家族支援の推進

認知症ケアパスの作成・周知	・認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、医療や介護サービスへのアクセス方法やどのような支援を受けることができるのかを早めに理解することが、その後の生活に対する安心感につながります。このため、認知症ケアパスの作成と活用、及び周知を行っていきます。	H27年度に認知症ケアパスを作成したところで、現在認知症カフェや、本庁や支所の相談窓口での相談等に活用している。今後もケアパスを有効活用しながら、早期に適切な医療や支援に結びつくよう周知していくこととしている。
認知症カフェの開設	・地域において認知症の人の家族を支援し、負担の軽減を図る取り組みとして、認知症の本人、その家族、専門職、地域住民など誰でも参加ができ、和やかに集うカフェ（認知症カフェ）の開催を推進していきます。	H30年度は、羽須美地域においておおなん福祉会（あさぎり）に委託し、認知症カフェ「おおなんオレンジカフェ」を毎月1回地域を巡回して開催し、より参加しやすい体制のカフェを開催していただいている。また瑞穂地域においては、徳祐会の三笠土曜サロンに委託し、月1回だれでも参加でき、認知症予防について学んだり、気軽に相談でき場として運営していただいている。来年度は石見地域でも開催できるよう関係機関に協力依頼をしていく予定。
介護マークの普及	・認知症の人などの介護は、他の人から見ると介護していることがわかりにくいとため、公共のトイレの利用や下着などの買い物をする際に、誤解や偏見を持たれることがあります。そのため、介護中であることをわかってもらうため、必要な方に対して「介護マーク」を配布するとともに、このマークが効果的に機能するために、マークについての認知度を上げていくよう引き続き普及を図っていきます。	介護マークが効果的に機能するために、3月号の広報に掲載する予定。認知症の人などの介護中であることをわかってもらうため、必要な方に対して「介護マーク」を配布するとともに、このマークが効果的に機能するために、マークについての認知度を上げていくよう引き続き普及を図っていきたい。

③支援体制の充実

相談体制の充実	・センターは高齢者に関する相談窓口であり、今後の認知症施策の中でも重点的な役割を引き続き果たしていくよう努めます。	出前講座などで、認知症等高齢者に関する相談については地域包括支援センターが相談窓口であると周知しており、気軽に相談してもらえるよう啓発を行っている。
	・県央保健所において「心の相談窓口」として医療面から認知症についての相談対応が行われているなど、認知症についての身近な相談窓口が関係機関に開設されていることを周知し、適切な支援につないでいくよう努めます。	県央保健所主催の「心の相談窓口」については保健課の方で利用の周知啓発を行っている。相談者の中で在宅生活を支援するための介護保険等のサービスが必要な方については、地域包括支援センターも同行訪問等行いながら支援に努めている。
認知症初期集中支援チームの設置	・医療、福祉等の複数の専門職による認知症初期集中支援チームを構成し、認知症地域支援推進員と連携し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族の支援をしていきます。	・H29年度より、保健師・看護師・社会福祉士・介護福祉士と、北広島町千代田病院医師を構成員とした認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症が疑われるが何らかの支援や必要な医療につながらない人に対し、チーム員で関係機関と連携を取りながら本人やその家族への支援を行っている。

認知症地域支援推進員の配置	・医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関の連携を支援し、認知症の人やその家族からの相談対応を行います。また、認知症施策や事業の企画調整を担う者を配置し、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域の支援体制を構築していきます。	H27年度H29年度にそれぞれ認知症地域支援推進員1名ずつ養成研修を終了し、現在3名養成済み。また認知症初期集中支援チーム員はH28年度～H30年度で合計5名養成研修を受講し、それぞれ活動をスタートさせている。今後、認知症初期集中支援チームの活動や認知症カフェ、認知症サポーター養成講座等を通じて、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関と連携し、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域の支援体制を強化していく方向。
---------------	---	--

(4) 在宅医療・介護連携の推進

①在宅医療・介護連携推進事業の推進

項目	内容	H30 実施状況・評価
(ア) 地域の医療・介護サービスの資源の把握	・市内の医療機関及び介護サービス資源等の一覧を掲載したリーフレットを作成し、活用します。	邑智郡内の地域資源（医療機関・福祉事業所）が記載されている「地域連携ハンドブック」や、地域包括支援センターで作成した「邑南町地域包括支援センター利用の手引き」に掲載している市内介護保険関係事業所一覧の更新を関係機関と連携しながら行っている。
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対策の協議	・県央保健所や邑智病院等と連携し、医療福祉連絡会議を邑智郡広域で開催したり、市内の医療機関や介護サービス事業所と定期的に在宅医療や在宅介護における課題の抽出や、今後の方向性について協議していきます。	各種地域ケア会議（「おおなん支えあいチーム」、「地域部会」、「ケアマネジメント支援会議」、「邑智病院個別ケース検討会」等）を通じ、在宅医療や介護連携の課題の抽出や今後の方向性について協議している。
(ウ) 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等	・センターを中心として、邑智病院の地域連携室や各医療機関等と連携を密にして、在宅を支える医療・介護について気軽に相談できる体制を整え、安心して在宅生活が継続できるよう支援していきます。	邑智病院（地域連携室）や各医療機関等から、在宅生活を送る上で何らかの支援が必要な事例の情報が入った場合、対象者の家族等に対し地域包括支援センターへ気軽に相談してもらいことの紹介や、その後の必要な支援について病院と連携を密にして対応するよう努めている。
(エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援	・市内・近隣の医療機関や介護保険サービス事業所、介護保険施設等がそれぞれの利用者の情報が共有できるようなシステムづくりを検討していきます。	現在地域ケア会議等を通じて、何らかの支援を必要としている方に対し、関係者間で情報共有しながら的確な支援ができるよう努めている。また県央保健所管内の関係者で作成した「大田圏域における入退院連携ガイド」を活用し、病院から在宅へ切れ目のない支援が提供できるよう関係者で情報共有を図っていくよう努めている。
(オ) 在宅医療・介護連携関係者の研修	・市内の在宅医療や在宅介護を支える関係機関の従事者を対象とした専門研修を開催し、より連携を強化していきます。	市内の在宅医療や在宅介護を支える関係機関の従事者を対象とした在宅医療介護連携推進研修会を3月に開催予定としている。
(カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築	・郡内及び近隣の市町の医療機関や訪問看護事業所、訪問介護事業所等と連携しながら、医療・介護の24時間・365日の提供体制の整備を模索します。	一昨年度、市内の訪問看護事業所の看護師と、医療・介護の現状について、また24時間・365日の提供体制の整備に向けての意見交換を行ったところであるが、今後も関係機関と情報共有しながら、住み慣れたところで安心して暮らしつつけるための在宅医療・介護サービス提供体制を構築していきたい。
(キ) 地域住民への普及啓発	・各公民館単位等で、安心して住み続けられる地域づくりについて話し合いを行うなど、地域住民への普及啓発を積極的に行っていきます。	出前講座を中心に、安心して住み続けられる地域づくりに向けて、参加者の皆さんの声を聞きながら住民同士の助け合い・見守り等が進んでいくよう努めている。
(ク) 二次医療圏内・関係市町の連携	・県央保健所を中心に開催される、大田圏域の医療保健福祉の関係機関の連絡会等に参加し、二次医療圏域内・関係市町の連携を強化していきます。	県央保健所を中心に開催される、大田圏域の医療保健福祉の関係機関の連絡会等に参加し、関係市町の連携強化に努めている。

障がい者計画・障がい福祉計画に係る評価報告書

3-1 誰もが暮らしやすく、一人ひとりが輝けるまちづくり【障がい者計画】

(1) 啓発・広報、差別の解消と権利擁護

資料A-3

①啓発・広報活動の推進

項目	内容	H30 実施状況・評価
障がい者施策のPR	・町広報紙に「障がい者福祉のコーナー」の枠を設けるなど工夫し継続して情報提供を行ないます。	・「広報おおなん」へ毎月障がい福祉情報コーナーを掲載し、障がい者にとって有意義な情報を提供することができた。
	・町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」でも啓発記事等を掲載します。	・町社協広報「おおなん社協」で障害者福祉施策等々について啓発記事等を掲載。
疾病や障がいへの理解促進	・ニーズに応じた講演会テーマの設定や障がい者の発言の場の設定、「あいサポート運動」の推進などにより、疾病や障がいは誰でも起こりうる自分のこととして考えられるよう、また、障がい者の人権擁護も理解が深まるよう、住民に対する意識啓発を進めます。	・町職員への「あいサポート運動」の研修会を開催した。 ・定期使用団体と「あいサポーター養成講座」を開催した（中野公） ・障がいを知ることから始めようと「あいサポート運動」の研修会を継続的に町社協指導のもと実施されている。（社協） ・今後も引き続き「あいサポート運動」を啓発活動として実施し、あいサポーターを増やしていく取組が必要である。（社協）
	・町広報紙への掲載や情報紙を通じた相談窓口のPRを継続します。	・「広報おおなん」を活用し、各種減免制度や手続きについて情報提供を行った。 ・相談支援事業所のチラシ作成により相談件数が増加している。
	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ地誘致を踏まえ、障がい者支援への意識啓発を進めていきます。	・公民館外壁にパラリンピック誘致に関する横断幕×2の設置の協力をした。（口羽公）
障害者差別解消法の周知啓発	・障がいを理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の趣旨や法に基づく本町の取り組み、事業者に求められる対応等を周知啓発します。	・障害者差別解消法の施行に併せ職員の対応要領を策定している。職員に対しては「あいサポート運動」の研修会に併せて周知啓発を行った。 ・東京都発のヘルプマークが島根県でも取組が始まっており、邑南町でも福祉課で受付している。

②福祉教育と地域における交流の推進

福祉教育、人権教育の推進	・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。	各種体験活動のメニューを示す中、各学校における学習プログラムに併せ対応、車いす操作体験、高齢者疑似体験、点字、手話、盲導犬等（日貫小学校、高原小学校、瑞穂小学校、石見東小学校、羽須美中学校、矢上高校）
障がい者との交流の場づくり	・各種団体、施設と連携し、障がいのある人・ない人が共通の意識をもって交流できる機会を継続して提供します。また、地域行事に障がい者が参加できる環境づくりを行います。	・「手をつなぐ育成会」総会6/2 19名出席 ・療育キャンプ10/13 21名参加
	・町社会福祉協議会が事務局をもつ「邑智郡ふれあいの会」が主体となり、交流・余暇活動を実施します。	・「邑智郡ふれあいの会」総会5/20（アクアス）会員18名 支援者6名 夏の遠足8/18（焼肉バイキングと買い物）23名参加 支援者6名参加 豆まき2/2（中野公民館）会員17名参加 支援者9名参加
	・行事やイベントの開催にあたっては、関係する団体による共同での開催を検討します。	・パラリンピック競技体験会や講演会といったイベントに関して、町内関係団体と協力を行い実施している。フィンランド共和国ゴールボールチーム視察の際には邑南町全体で共同して受入れを行った。（パ・リッパ） ・障がい者支援施設が行うバザーにおいて、公民館まつりへ参加してもらうことで、地区住民との交流を深めた。（矢上公） ・パラリンピック合宿地誘致も踏まえ、公民館まつりのコーナーで障がい者への理解として講演していただいた。（市木公） ・井原彼岸市へバザーの出店に協力していただいている。（井原公） ・障がい者地域生活支援センター「はあもにいはうす」に公民館まつりにおけるバザー参加を呼びかけ、地域住民との交流促進を促している。（田所公） ・視覚障がい者を講師に、人権講演会を実施した。（田所公）

③ボランティア活動の推進

既存ボランティア活動への支援	・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換、連絡調整の推進を図ります。	・既存ボランティア団体に対して障害者施設等からの支援要請等にボランティアセンターの機能として紹介等の中継ぎを実施している。 ・社協の開催する各種講座に障がいに関する講座も含めながら実施。
ボランティア育成	・後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。	・若い世代に対する働き掛けは出来ていないのが現状である。 ・個々のボランティア団体もメンバーの高齢化、新規メンバーが入らないなどの課題を抱えている現状がある。
	・ボランティアの人員確保を図るため、幅広い年齢層が参加できる障害者支援ボランティア養成講座の開催を計画します。	・町社協開催の各種講座にて実施している。

④権利擁護の推進

権利擁護事業の制度周知	・町広報紙に掲載するなど、継続した広報を行い制度の周知を行います。	・町社協広報に掲載している。
	・「後見支援員養成講座」を継続的に開催し、住民に向けて幅広く周知・啓発を図ります。	・フォローアップ講座を実施 養成講座を実施 15名受講 登録7名
成年後見制度の申請手続費用負担	・生活保護受給者における町長申立の費用の公費負担を継続します。また、後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を図ります。	・生活困窮世帯などからの相談に対し町長申し立てなど支援。 ・毎年、公費負担分を予算化（2名分）している。 ・福祉課（障がい者又は高齢者福祉）で執行し、申立等の実務を社協で担当。
	・権利擁護センターと庁内関係課との連携・役割分担を強化します。	・障がい者又は高齢者に対象者が多いが、困窮者支援との関連も厚く、社協がH27より生活困窮者自立相談支援事業の実施機関となることで権利擁護センターとの連携を強化している。（生活） ・福祉課より高齢者と障がい者の担当者が権利擁護センター審査委員会への参加し連携している。（社協） ・H27より社協が生活困窮者自立相談支援事業の実施機関となることで、センターとの連携強化となった。（社協）

⑤地域における障がい者虐待防止対策の充実

障がい者虐待の周知・啓発の充実	・障がい者虐待について関係団体への普及啓発を行うとともに、相談事業との連携を図ります。	・相談支援部会を定期的に開催し関係機関の連携を図っている。
虐待に対する対応の強化	・障害者虐待防止法に基づき、虐待の疑いのあるケースに対し県や関係機関との連携を図りながら迅速に対応します。	・虐待の通報が2件あり、邑南町障害者虐待対応マニュアルに沿って適切に対応した。今後もより一層関係機関との連携を密にしていきたい。

(2) 生活支援

①利用者本位の生活支援体制の整備

相談窓口の広報	・町広報紙に「相談窓口」の枠を設けるなど、継続した広報を行います。	・相談支援事業所のチラシを作成し配布した。
	・町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」やケーブルテレビを通じた広報を推進します。	・町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」において広報している。（社協）

②地域における相談機能の充実

相談員、民生委員・児童委員活動の充実	・身体・知的障害者相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援、他の相談事業との連携を図ります。	・身体障害者相談員、知的障害者相談員は、島根県から権限委譲(H24.4～)を受け、それぞれ当事者会等からの推薦により各1名を業務委託している。今年度から任期を2年とした。 ・精神障がい者からの相談は、相談員となるものは法により資格を有するものでなければならず、一般に募集することは難しい。保健所と町保健師が連携しながら相談機関として個別に対応している。
精神障がい者の地域移行推進	・地域移行が可能な精神障がい者の地域移行を促進するため、関係機関の連携を図りながら支援を行います。	・障害者総合支援協議会相談支援部会において、精神科病院長期入院患者の地域移行支援の推進について事例検討を行った。

③福祉サービス等の推進

障がいの特性にあったプランの作成充実	・総合支援法の制度普及を図りながら、サービス等利用計画について、作成に向けた手続きの仕方や作成事業者等の周知を図ります。	・相談支援事業所との連携により、サービス等利用計画は全て作成されており、支給決定しサービスを提供している。
--------------------	--	---

④経済的自立の支援

各種助成事業の継続	・医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。	・福祉医療費助成等の県制度、及び町単独助成事業について、従来から実施している。
	・県の制度についても情報提供を行います。	・手帳交付時等、対象となる制度について情報提供し、申請により決定・助成している。

(3) 生活環境

①住宅、建築物のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の整備	・可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともにユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設については点検を行い計画的な改修に努めます。	・新規に建設する建物については、公営住宅等整備基準に従い第10条及び第11条のそれぞれについて等級3としている。
民間施設の整備	・障がい者にとって暮らしやすいバリアフリー住宅の整備について、民間事業者と連携を図りながら普及啓発に努めます。	・必要に応じて個別に対応している。
住宅の整備	・町営住宅の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のある廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計により可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅における手すりの設置、段差解消など障がい者や高齢者向け改修については、助成等の支援を行います。また、障がい者が暮らしやすいグループホーム等の整備の推進を図ります。	・在宅の障がい者や高齢者の住宅改修については、日常生活用具給付等事業や介護保険事業により予算を確保し実施している。今年度は、日常生活用具給付等事業の相談を1件受け付けている。 ・居住環境については、今後も予算を確保し改善を図っていく必要がある。 ・グループホームとしての利用については、現在6戸を供給している。今後も、一般町民需要に配慮しつつ条件が許せば供給していきたい。
	・居住サポート事業による入居支援や、成年後見制度の利用を促進し契約の安定を図ります。	・相談支援事業の一環として取り組んでいる。 ・成年後見制度の窓口は福祉課及び町社協にあり、権利擁護センターを社協に設置している。

②公共交通、歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共交通機関の充実	・障がい者自らが公共交通機関を利用して通院や買い物ができるよう、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バスやリフト付タクシーの導入を関係機関に働きかけます。	・町営バスは、口羽矢上線バスは、ユニバーサルデザインの低床バスを導入し運行している。 ・リフト付きタクシーの導入は、現在、福祉タクシーが1台、ユニバーサルデザインのタクシーが1台導入される。 ・三江線代替交通として、引城区域運行及び江平上ヶ畑区域運行の車両について、リフト付き車両を導入している。 ・可能な範囲で、低床バスやユニバーサルデザインのバスを導入する。リフト付き福祉タクシーの導入については、町内タクシー業者に働き掛ける。
	・地域生活バスについては定時定路線運行を基本とし、需要が見込めない集落や地域においては予約乗合方式や自治会輸送等の導入を検討します。	・現在、町営バスの運行は、定時定路線運行を基本に運行しているが、高齢化に伴い、ドア・ツウ・ドアのデマンド型の運行を求める声があり、検討の結果、平成31年4月から羽須美地域でデマンド交通が始まることになった。なお、障がい者の通院や通学手段としての福祉有償運送を引き続き実施している。 ・今年度策定した邑南町地域公共交通網形成計画の中には、補完支線の位置付けで、デマンド運行の確保についての検討を行うとしており、瑞穂地域や石見地域も含め、タクシー助成、乗り合いタクシー、公共交通空白地輸送等で対応できないか検討を行っている。

③安全な交通の確保

快適な歩行環境の確保	・公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ周回道路を中心に、歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク障がい者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、障がい者にやさしい道づくりを進めます。	・包括的な事業整備を行うためには、多大な予算となるため、財源の確保が非常に厳しく、修繕工事等による整備が中心になっている。 ・全庁的に各課横の連携（会議の開催等）を図り、適切な補助事業等を活用して、歩行者にとって道路の使用頻度や重要度などを重視しながら、可能なものから予算の確保に努めていく。 ・歩行者の利用が多い道路や重要度などを考慮し、適切な補助事業等を活用し、予算の確保に努めていく。
	・歩行者の使用頻度や重要度等に応じて、優先度の高い道路から改善を進めていきます。	・町道石見中央線においてカラー舗装化工事を実施中。
移動手段の確保	・総合支援法に基づく移動支援事業を推進します。サービスの周知を行うとともに、利用者のニーズに合った事業となるよう対象者基準の見直しを検討します。	・移動支援事業を委託して実施している。 ・制度概要について、障害者総合支援協議会（相談支援部会）において、相談支援事業所担当者に説明し、サービスの周知について努めている。 ・対象者基準の見直しについては、タクシー事業者への配慮等もあり、慎重に行わなければならない。
	・障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいよう、外出の手助けや移動手段の確保の支援に努めます。	・福祉有償運送の事業者と連携して、通所や通学の支援を行っている。

④防災、防犯対策の推進

防災対策の推進	・町地域防災計画に基づき災害時要配慮者に配慮した環境整備、社会福祉施設・病院等の安全・避難対策、災害時における在宅の要援護者対策、啓発を進めます。 ・災害時要配慮者の避難誘導などについて自主防災組織を中心とし、具体的な行動計画の策定や訓練の実施を行います。	・災害発生時に避難行動要支援者を、誰がどのように手助けするのかという個別計画の作成を目的とし、平成30年度中に4つの自治会で避難行動要支援者名簿を作成した。
---------	---	--

防犯対策の推進	・防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。	・現在、町内全域の主要か所（２０か所）に防犯カメラを設置している。島根県警と連携を図りながら、定期的、或いは事案が発生した際、事件の早期解決に向けて重大な証拠となります。また、防犯カメラの設置により犯罪を未然に防止する抑止力となる効果が期待されています。
	・歩行者が通行する主要な箇所に、防犯カメラの設置を検討していきます。	
	・障がい者を含め誰もが交通事故に遭わないよう、交通安全教室の実施、町広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等を活用した啓発など交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育の充実を図ります。	・町内福祉事業所において、交通安全教室を実施するなどして啓発に努めている。

（４）教育・育成

①一貫した相談支援体制の整備

乳幼児期からの一貫した相談支援体制の整備	・誰もが気軽に相談できる環境の整備として、教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関が連携した特別支援相談ネットワークを機能させ、出生から就労まで、一貫した相談支援を行います。	・子どもに関する保健・福祉・教育などあらゆる相談に総合的に応じることができるよう、「子どもまるごと相談室」において、子育てに関するワンストップ窓口として相談対応を行っています。 ・特別支援相談ネットワーク支援本部を学校教育課、福祉課、保健課の３課も連携し、必要とする事案については支援本部会議を開催し、連携をとりながら相談事業や支援事業を進め、関係する機関とも連携を取り、進めている。 ・特別支援相談ネットワーク内の相談支援チームを中心に合同相談会（定期１３回）を実施した。相談件数は、２０件（１１月開催まで）だった。主に保育所（園）・小学校からの相談が多かった。 ・相談のあったケースは継続的に状況把握し、検討を行い必要に応じて個別ケース会議を実施した。
	・相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。	・相談支援ファイル（すこやかファイル）を活用し、就学前の相談体制の強化を引き続き取り組んだ。平成３０年度の相談支援ファイルの配布者は、６名。（平成３１年１月末現在） ・相談支援ファイルが医療・保育所（園）・学校・支援事業所等でスムーズに活用できるよう関係機関と連携をしていくために、ファイル配付時に保護者の同意を得て、ファイルを所持していることを各学校へ情報提供できるようにし、保育所（園）から小学校への情報提供をスムーズになりつつある。 ・小学校から中学校、中学校から高校への活用については、周知が十分にできていない。特別支援教育コーディネーター等中心に研修会を開催していく必要がある。
発達障害に関する早期対応の推進	・発達障害に関して早期発見・早期支援を保護者等の理解を得ながら行えるよう、関係機関によるネットワークの強化や個別支援、家族への支援を強化します。	・特別支援合同相談会での相談会や保育所・園の年中児を対象とした巡回訪問により関係機関と連携した支援に取り組んでいる。

②関係機関の連携強化

関係機関との連携	・障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情報交換やスポーツ大会の支援や充実を図ります。	・地域生活支援事業により「邑智郡ふれあいの会」の活動を支援している。 ・「邑智郡ふれあいの会」の活動、事務局を支援している。（社協）
	・障がい児の活動支援グループと連携を図り、障がい児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。	・「邑南町手をつなぐ育成会」の事務局支援、活動助成をしている。（社協）
	・子育て支援事業や発達障害者支援センターとの連携を強化します。	・瑞穂・羽須美地域は、東光保育園内に瑞穂子育て支援センター、石見地域は、東保育所内に石見子育て支援センターを設置し、在宅の乳幼児、保護者の相談支援を行っています。また、各保育所や子育てサークルなどとの連携も行っています。 ・特別支援相談ネットワーク内の相談支援チームの一員でもあるウインドと必要に応じて個別相談等連携して支援できるように取り組んでいる。
	・就学や進学、就労等で支援が途切れることがないよう、すこやかファイルを活用して関係機関で子どもの育ちを共有し、同じ方向性で子どもや保護者の支援を行います。	・出生から就労まで一貫した支援を目指し、継続して取り組みを行っているが、就学等の節目でファイルの情報等が途切れてしまうケースがある。ファイル配付時に保育所（園）や小中学校へファイルを所持していることを情報提供できるよう、保護者に同意を得ることで情報を引き継げるよう体制を整えている。

③個々のニーズに応じた指導の充実

早期支援の充実	・早期から保護者との関係づくりを深め、保護者及び児童のニーズをくみ取り、関係機関で見守り支援ができる体制づくりを強化します。	・子どもまるごと相談室を中心に関係機関と連携している。
障がい児保育の推進	・障がいのある子ども、ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。	・町内全保育所で、障害児保育事業を実施しています。町では、県事業の障害児保育事業の導入、町事業の発達障害児保育事業で障がい児の受け入れに積極的に取り組む保育所に保育士を加配し、障がい児等の保育の促進を図っています。 ・今後も障がい児等の保育の促進を図っていきます。
	・障がい児の受け入れにあたって保育士の加配等を支援し、障がい児保育の促進を図ります。	・平成３０年度は９保育所中、７保育所で保育士の加配を行い、きめ細かな支援をすることができました。
特別支援教育の推進	・すべての児童・生徒が、個々の力を十分に伸ばす教育を受けられるよう、学習支援員による支援や通級指導教室の利用により、保護者との連携のもと個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めます。	・特別支援相談ネットワークの相談支援事業「すこやか相談会（旧合同相談会）」の定期開催。 ・巡回型のスクールソーシャルワーカーを１名配置。児童生徒の支援だけでなく、学校と連携し家庭訪問、保護者面談を行い、家庭全体の支援についても取り組んでいる。 ・町内１０校に学習支援員１０名、生活支援員５名、低学年複式支援員３名配置し、通常学級の特別な支援の必要な児童生徒の支援をしている。 ・教育支援委員会後の保護者面接に時間をかけ、保護者に理解を求め、本人と保護者のニーズの把握に努め、学校と関係機関との連携を図る取り組みをした。 ・町単「笑顔キラキラサポート事業」において、学校生活や学習面に困難をかかえている通常学級に在籍する児童生徒を対象に引き続き生活支援員・低学年複式支援員、学習支援員を配置した。支援員を対象にした研修会を８月に実施し、浜田教育事務所の指導主事を講師に迎え、支援員の役割と児童生徒理解について学び、支援員のスキルアップを図った。
	・教育設備の整備・充実に努めます。	・教室設備等の整備に努め、学習環境・生活環境の整備に引き続き取り組んだ。
	・特別支援相談ネットワークを活用しながら、学習・進路・教育相談などの支援充実に努めます。	・特別な支援が必要な児童生徒については、継続して支援にあたっている。 ・石見養護学校が主催する特別支援コーディネーターを対象とした研修会・学習会へ、町内小中学校に積極的に参加を促した。 - また、毎週水曜日の石見養護相談スタッフの訪問相談、浜田教育事務所の特別支援教育支援専任教員の訪問相談を各校積極的に活用している。

	・スクールソーシャルワーカーの配置による他分野の連携推進、スクールカウンセラーの充実に努めます。	・県事業のスクールカウンセラー活用事業を実施しており、今年度から全小中学校に配置となった。 ・各中学校に７０時間と瑞穂小に７０時間、矢上小に４０時間、他の小学校は２０時間配置となっている。 ・県の配置時間内では対応しきれない部分は、町単で時間外にて対応した。SCが個別の事案に経過を見ながら継続して対応することにより、専門性の高い対応が可能となった。 ・町教育支援センターとＳＳＷと定期的の情報共有をし、連携を図り、不登校児童生徒やその保護者への相談に対応する等、児童生徒の支援を継続して行った。
	・児童・生徒の指導に携わる教職員が障がい を正しく理解し、指導力を高めていくため、県立石見養護学校との連携により研修の充実に努めます。	・町内にある特別支援学校石見養護学校のセンター的機能を利用して各小中学校の研修会や巡回相談に応じてもらうことにより、専門的な支援に役立っている。 ・石見養護学校で開催される研修会、学習会を教職員に周知している。
学校における福祉教育の推進	・児童生徒に障がい児への理解を深め、やさしさと思いやりの心を育てるための啓発教育と障がいのある子どもとない子がともに理解を深めるための交流教育を推進します。	・特別支援学級を有する学校では、日常の交流学習はもちろん、理解学習も行い、障がいへの理解を深める取組を行っている。 ・特別支援学級を有しない学校でも、通常学級に在籍する発達障がいの児童とともに活動する中で、互いの違いを受け止めながら生活する態度を養うよう、担任と生活・学習支援員をはじめとした全職員で努めている。
	・特別支援教育コーディネーターや生活・学習支援員を対象にした研修会の開催、充実に努めます。	・石見養護学校が主催する研修会・学習会を町内小中学校に周知し、積極的に参加するよう声かけをした。 ・支援員を対象にした研修会を８月に実施し、浜田教育事務所の指導主事を講師に迎え、支援員の役割と児童生徒理解を学び、支援員のレベルアップを図った。
	・学級集団づくりの研修を一層充実していきます。	・町内小中学校において、子どもたちが互いを認め合い、学びあう授業づくりの研修会を専任講師を招いて実施し、実現するよう努めている。 ・大阪から講師を招き、教職員研修を年１回開催している。

④社会的及び職業的自立の促進

社会的・職業的自立の促進	・施設が有している人的資源や機能を地域に生かすためにも就労に適応できなかった養護学校卒業生への途切れない相談事業の推進を図ります。	・県立石見養護学校の進路相談会に毎回出席し、卒業後に速やかにサービスが受けることができるよう個別に対応している。
	・相談支援事業所と連携を図りながら、福祉的就労や一般就労につなげていきます。	・障害者総合支援協議会（就労支援部会）を開催し、相談支援事業所や関係機関との情報共有と連携を図った。
不登校児童への取り組み	・関係機関の連携により不登校児童・生徒、ひきこもりやいじめ・校内暴力への相談しやすい環境づくりやたけのこ学級といった社会資源の情報提供を推進します。	・邑南町教育支援センターに常勤の指導員・相談員を配置し、１名は各小中学校を巡回訪問し不登校の未然防止活動、学校との情報共有をしている。別の１名の職員は常時センターにおり、保護者や学校からの相談にも対応している。 ・不登校児童生徒について、引き続き支援体制を継続する。 ・石見養護学校の週１回の巡回訪問を活用し、相談支援部の先生と児童生徒が関わりを持つ時間を設けている。児童生徒について情報共有も行なっている。 ・教育支援センターでは不登校児童生徒だけでなく、高校生も対象としており、生徒同士の交流の場となっている。（毎週水・金曜日、学習や調理実習、体験活動など） ・不登校児童生徒への対応として在籍校の開催する会議へ参加し、学習・活動の支援、学校復帰者にかかる様々な配慮に継続して取り組んでいる。
	・邑南町教育支援センターを拠点に、支援体制を引き続き整えていきます。	・学校への登校が難しい児童生徒について、定期の学校訪問等で情報を共有している。また、教育支援センターで不登校、不登校傾向の児童生徒が学習や活動ができるよう支援体制を整えている。

⑤スポーツ、文化芸術活動の振興

各種団体への入会の推進と運営の充実	・身体・知的・精神障がいの各当事者団体について、手帳所持者に対し情報提供を行います。	・手帳交付時に当事者団体等の情報提供をしている。 ・身体障害者福祉協会が独自に作成された会員募集チラシを全戸配布した。
	・会員の要請や必要に応じて適宜支援を行い、運営体制の充実を促進します。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。	・身体障害者福祉協会、各支部の総会等に参加し、障がい者福祉についての制度説明等を行っている。 ・会員募集チラシの全戸配布をした。
スタッフの充実	・障がい者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。	・ゴールボールの指導、視覚障がい者への理解を充実させるため、ゴールボール体験会に県内の視覚障がい者団体の方々及び町内のスポーツ推進委員の方々に参加いただいた。（ﾊﾟｰﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ） ・毎年、地区内の親睦を兼ねたレクリエーションとして春と秋にグラウンドゴルフ大会を開催している。（市木公） ・障がい者スポーツ（ポッチャ）を認知症予防教室の方と児童クラブと一緒に体験し、世代間交流と障がい者スポーツを体験することができた（阿須那公） ・グラウンドゴルフ交流会を高齢者と小学生が一緒に行った。（日貴公）
	・必要となる研修会・会議等への参加により資質向上を図ります。	・ゴールボール及びパラリンピックへの取り組みの出前講座を行い、パラリンピック競技、障がい者スポーツについて知ることにより障がい理解、障がい者理解についての促進を図った。（ﾊﾟｰﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ） ・研修会、講演会があれば公民館利用者、各自治会へ広報し、参加を呼びかけた。（矢上公） ・レクリエーションや障がい者スポーツの研修会などがあれば、公民館だよりやポスター、チラシなどで広報し参加を呼びかけている。（市木公）
障がい者スポーツへの理解の促進と環境整備	・障がい者スポーツへの理解の促進と環境の整備を図ります。	・フィンランド共和国ゴールボールチームの視察により選手との交流、競技体験や邑南町のパラリンピック競技への取り組みにより障がい者スポーツへの理解、促進を図った。（ﾊﾟｰﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ） ・障がい者スポーツの研修会を広報し参加を呼びかけた。（市木公） ・ゴールボール合宿招致に関するパネル展示をロビーにて約１ヶ月実施した。（出羽公） ・井原彼岸市においてゴールボールの展示をした。（井原公） ・国際交流員ハーヴィスト・アーロ氏の協力で、高齢者と小学生を対象にフィンランドの歴史と文化を学ぼうを実施した。（井原公） ・人権学習会で障がい者スポーツについて理解の促進と環境の整備を図った（中野公）

	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ地誘致をめざします。	・フィンランド共和国ゴールボールチームの邑南町視察の結果、2020年東京パラリンピック競技大会の事前キャンプ地として邑南町を認めていただき覚書を交わした。(ハ`リリヒ`ツカ) ・公民館まつりの中で、フィンランド文化についての講演や楽器演奏などを披露していただいた。(市木公) ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた邑南町の取り組みについて学習会を開催した(中野公) ・公民館まつりにおいて、フィンランドや事前合宿誘致についての掲示、邑南町国際交流員ハーヴィスト・アーロによるフィンランド楽器の演奏を行った。また、女性セミナーにおいて、邑南町国際交流員ハーヴィスト・アーロによるフィンランド料理教室を開催。(2／21)(田所公)
--	--	--

⑥生涯学習の推進

生涯学習に取り組みやすい体制づくり	・生涯学習推進計画や人権施策推進基本方針に基づき、障がい者の知識・技術の習得、健康の維持・増進、体力づくり、交流や仲間づくり等を通した生活の質の向上に向けた、生涯学習活動に取り組みやすい体制づくりを進めます。	平成29年度の各課取組状況は次のとおり。各課において様々な取り組みがなされた。(町民課) ・スポーツを通して障がいを考える取り組み ・社会参加促進を図るため、障がい者スポーツ等の合宿誘致 ・障がいについての人権・同和教育研修会の実施 ・障害のある人となない人との社会交流の場づくりとして、社会福祉法人等への活動支援 ・雇用促進連絡会の開催 ・成年後見制度等を活用した権利擁護事業の実施 ・ボランティアセンター(社協委託)による事業推進 ・社会福祉に係る認識を深める教育の推進 平成30年度の各課取組状況については、3月中旬を目途に取りまとめる予定。(町民課) ・フィンランド共和国ゴールボールチームの視察やゴールボール体験会を通して競技、ルールを理解することで多くの方がゴールボールが行うことができるように取り組んでいる。(ハ`リリヒ`ツカ) ・障がい者への理解を深めるため、生涯学習課より講師を招き講演していただいた。(市木公) ・島根県立石見養護学校と四ツ葉の里運営協議会との共催による人権学習講演会を通じて、「トランスジェンダー」について学習した。(井原公) ・障がいに対する知識や理解を深めるため、「あいサポート研修会」を地区社協、老人クラブと共催で実施した。(日和公)
-------------------	--	---

(5)雇用・就業

①雇用の場の拡大

雇用の場の拡大	・雇用の場の拡大を図るために、ハローワークを中心に、町無料職業相談所、県立石見養護学校、社会福祉施設、共同作業所とのネットワークづくりを行います。	・就労支援部会で関係機関の連携を図り、雇用促進連絡会の開催につなげることができた。 ・平成28年度、企業等の人材確保を目的に矢上高校、県立石見養護学校、町内進出企業、ハローワーク、町、島根県などで「邑南町進出企業人材確保対策会義」を設置した。平成30年度は会議を2回開催し、「邑南町進出企業人材確保実施計画」の取組状況を各企業と町が報告し今後の取組強化についても協議をした。 ・企業等の障がい者への理解を深めることは重要なことからその実施計画に基づき、8月に石見養護学校生徒が進出企業を訪問するツアーを矢上高校と合同で4日に分けて実施した。
	・地域自立支援協議会就労支援部会を中心に、「雇用促進連絡会」を開催し、企業等の障がい者への理解を深め、障がい者の就労支援を行います。	・町内10事業所、ハローワーク川本、大田市障害者就業・生活支援センターの協力のもと、第6回雇用促進連絡会を開催することができた。
	・事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。	・雇用促進連絡会への参加要請を兼ねて、町内の事業所を訪問時に障がい者雇用について啓発している。 ・町社協主催による「あいサポーター研修」を学校や職場において実施している。(社協)
	・県立石見養護学校が独自で行う就労支援対策に支援を図ります。	・県立石見養護学校の進路相談会に毎回出席しているほか、個別の相談にも対応している。(社協)
	・雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供について、周知啓発を図ります。	・町「広報おおなん」等を活用し、障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供について普及啓発を図った。また、障がい者雇用の促進等の普及啓発を図った。
	・町及び民間事業所において、法定雇用率の達成に向けた取り組みを推進します。	・ハローワーク川本から、雇用促進連絡会への参加事業所に雇用関係助成金の説明を行っている。
精神障がい者の雇用促進	・障害者雇用促進法の改正により、法定雇用率の算定対象に今後精神障がい者が追加されることも踏まえ、精神障がい者の雇用促進に向けた取り組みを促進します。	・平成30年度の精神障がい者の方の無料紹介所への就労相談は2件で、そのうち仕事へつながったのは1件であった。また、仕事につながった1件も数度の面接等の支援を継続した。今後も1人でも多くの方が就労できるような環境づくりに努めていく。(商工観光) ・生活困窮者事業対象者の就労(精神障害)に関して試験的に実施した経緯があるが、本人の意欲等図るのが難しく、継続しての就労には結びついていない。(社協)

②福祉的就労の底上げ

福祉的就労の充実	・障がい者のニーズや適性に応じた就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携、製品の販路拡大のための支援を行います。	・共同募金活動の募金グッズとして、町内福祉施設の作品を利用している。今後も継続して利用していく。
優先調達の推進	・障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定・公表を引き続き推進し、障がい者就労施設等が提供する物品等の需要の増進を図ります。	・毎年、障害者優先調達推進法に基づき、物品等の調達方針を策定し公表している。 ・障害者就労施設等からの物品や役務の調達について、目標は達成しているものの県内では目標額は低い方である。庁内各課等の意識を高めてもらうことも大切ではあるが、町内事業所においても提供産品を考えてもらいたい。

③総合的な支援施策の推進

就労の継続・安定に向けた支援	・障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導の活用、身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携を進めます。また、就労に関する相談事業の充実を図ります。	・雇用促進連絡会(19名参加)において、参加した障がい者は事業所担当者及びハローワーク川本職員や大田市障害者就業・生活支援センター職員からの説明を熱心に聞いていた。 ・障害者総合支援協議会(就労支援部会)の事業により就労相談の充実を目指す。
	・自立した生活の場を確保するために、グループホーム等の充実を図ります。	・社会福祉法人の努力により、グループホーム等の居住施設が確保されているが、今後も地域移行が進められていく中で町として引き続き支援していかなければならない。
就労障がい者のアフターケアの充実	・職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行い、ソフト面での支援を行います。	・生活困窮者に対する事業展開において、就労できるかできないかは大きな課題であり受け入れていただける事業所への配慮も必要と考える。

	・具体的には、ハローワークや商工会との連携強化や、これらを中心とした相談事業の充実を図ります。	・就労支援部会におけるハローワークや商工会だけではなく、相談支援事業所、町内企業の連携により障害者雇用を促進するとともに、就労後は職場訪問をするなどし就労が継続するようにフォローする。
--	---	--

(6) 保健・医療

①障がいの原因となる疾病等の予防・治療

健康づくりの推進	・生活習慣病を予兆の内に発見し、働き盛り世代を対象に早期から生活改善することで生活習慣病の発症を防ぐため、健康診査を受診しやすい体制づくりと保健指導の強化を進めていきます。	・生活習慣病を早期に発見し生活改善や早期治療を行うことで、病気の予防や重症化予防を図ることを目的に特定健診、特定保健指導、生活習慣病予防教室、個別訪問等を行った。 ・働き盛り世代の方が健診を受診しやすいように、夕方健診や土曜日を受診できる体制づくりを推進したが、40～50代の受診率は伸び悩んでいる。 ・生活習慣予備群の方に対しては、地区担当保健師が特定保健指導を個別訪問で行っている。併せて年5回生活習慣病予防教室を開催し、生活改善の動機付けや継続支援を行っている。 ・糖尿病や糖尿病性腎症のハイリスク者に対しては、予防と管理を目的に、成人係が個別訪問を行い重症化予防を図っている。 ・未治療・治療中断者については、受診勧奨を通知や地区担当保健師から行っている。 ・町内医療機関との連携については毎年、生活習慣病予防研修会や検討会を開催し、町の実態や保健事業の取り組みを報告し対策について検討をしている。併せて医療機関訪問を行い、情報交換を行っている。
	・出前講座を通じて、セルフケア能力を高めたり、周囲の変化に気付くことができるように情報提供していきます。	・特定健診の結果、生活習慣の予兆が疑われる方には、特定保健指導を実施している。実施方法は地区担当保健師による個別訪問を中心に、保健事業の情報提供も行い、より多くの方が生活改善に結びつくことを目的に取り組みを行っている。
	・心の健康相談や相談支援事業所等、相談窓口を広く周知し、心の健康づくりを推進します。	・新規の精神通院受給者証取得者の情報提供のあり方を再検討した結果、同意書を得ることとした。（地域） ・町内相談機関一覧表を支援に携わる関係機関に配布し必要な方が早期に相談に結びつくよう働きかけた。（保健課） ・事業所訪問時に、心の健康相談等の情報提供を行い職場で気になる方を相談につなげてもらうよう働きかけた。また9月の島根県自死予防週間に併せてリーフレット等による啓発や、出前講座の利用について働きかけた。（保健課） ・商工会の協力で、商工会通信による心の健康についての情報提供を行った。（保健課）
乳幼児健康診査・相談・訪問の充実	・疾患や障がいのスクリーニングだけではなく、発達を育む視点で関わり、特に保護者が感じる「育てにくさ」に寄り添い、その要因を見極め、必要時には早期支援につながるよう相談・訪問等を行いながら、保護者との関係づくりを強化します。また、その支援の充実のために関係機関との連携を強化します。	・町内医療機関との連携については毎年、生活習慣病予防検討会を開催し、町の実態や保健事業の取り組みを報告し対策について検討をしている。（今年度は3月予定）併せて医療機関訪問を行い、情報交換を行っている。
確実な治療の継続	・保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。	・特別支援連携協議会、障害者総合支援協議会の担当・関係課である福祉課、学校教育課、保健課の担当者で子ども達への切れ目のない支援の方向性について協議し連携を図っている。 ・専門機関での治療等サービスを受けているケースについては、相談支援ファイルを活用し、家族、関係者により定期的に情報共有を図り、治療の継続を支援している。 ・精神疾患により通院している方に対して、治療の中断や重症化を予防するため地区担当保健師が必要に応じて訪問・支援を行っている。

②障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

相談体制の充実	・専門の医療機関が遠方のため、県央保健所で実施している難病相談や心の健康相談、町で実施している臨床心理士による心の健康相談など専門相談を活用し、充実していきます。	・県央保健所主催の精神科医による心の健康相談を年4回実施した。近年利用者が減少しているため必要な方が相談につながるよう目に留まる周知や、関係者との連携を継続する必要がある。また、臨床心理士による心の健康相談を年6回実施した。昨年と同程度の利用者があった。
	・患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組みます。相談支援事業所と連携しながら個別支援を行います。	・患者会や家族会について広報・無線で周知を行った。昨年度と同様に邑南町でサロンを開催してもらったが、体調や当日の都合などの理由もあり参加がなかった。引き続き保健所と連携しながら開催・周知方法を検討していく必要がある。 ・精神家族会は相談支援事業所が事務局となり開催されているところへ外向き、家族の方と情報共有を行った。新たな会員を増やすために、広報での周知を行った。引き続き事務局と連携して支援をしていく。
リハビリテーション・療育体制の推進	・障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援します。	・障がいの悪化防止や再発防止のために、相談支援事業所の相談支援専門員により定期的にモニタリングを行い、適切にリハビリや療育を受けることができるように支援している。

③精神保健・医療施策の推進

精神保健施策の推進	・保健活動を通じてニーズ把握を行い、組織活動を推進するとともに、タイムリーな個別支援を実施します。	・地区担当保健師を主に、関係機関と連携してタイムリーな支援が出来るよう心がけている。必要に応じてケース検討を行っている。保健活動を通じて地域の情報やニーズ等把握できるように努めている。
	・新たな課題や体制の推進について、相談支援部会や自死対策実務者会議等で検討し、内容を充実します。	・相談支援部会が定期的に開催されることにより、関係機関から地域の課題や支援体制等についての問題提起や意見交換が活発になり支援体制が充実している。（地域） ・今年度も定期的に開催され、支援者間の情報共有や新たな制度や他機関の事業に対する理解を深める場となっている。今後も継続して開催し、地域の課題に沿った支援の充実を検討していく。（保健課） ・自死対策実務者会は、今年度町の自死対策計画を策定するために、計画推進委員会として関係機関を招集し課題や必要な取り組みについて検討した。今後は計画に沿って取り組みが推進するよう推進委員会を定期的に開催する。（保健課）
退院促進に関わる医療・保健・福祉の体制整備	・医療機関や保健所、相談支援事業所等、保健・福祉との連携をより強化し、入院中からケース検討を行うなど、地域の受け皿づくりを図ります。	・医療機関や、県央保健所等関係機関と連携し、入院中からのケース検討等引き続き行っていく必要がある。また相談支援事業所と連携を図りながら生活支援を継続する。 ・地域の受け皿づくりを図っていくために、関係機関との諸会議等の中で課題や推進体制について引き続き検討していく必要がある。

④難病等に関する施策の推進

対象疾病に関する周知	・障害者総合支援法において障害福祉サービス等の対象に難病等の疾病が含まれることや、新たに対象となった疾病等について、制度の周知を行います。	・県央保健所、福祉課、サービス支援事業所と連携し、必要に応じて情報提供を行っている。
	・適正なサービスが受けられるように、県央保健所や関係機関と連携して支援します。	・必要な方が適正なサービスを受けられるように、県央保健所と連携して情報把握や情報提供を行っている。また年2回保健所と連絡会を行っている。

⑤専門職種の養成・確保

専門職員の資質の向上	・高次脳機能障害や社会的ひきこもりなど、新たな課題について現状を把握し、スタッフ向け研修会や関係機関とのケース検討を実施するなど、専門職員の資質の向上を図ります。	・専門機関が開催する研修会等に参加している。相談支援部会（年6回開催）等で情報共有を図っている。
------------	---	--

(7) 情報・コミュニケーション

①情報バリアフリー化の促進

IT利用促進	・障がいの種別に応じて、情報の入手や意思疎通に有効なサポート機器の給付や貸与を推進します。	・情報・通信支援用具を日常生活用具給付事業対象用具としており、申請により給付している。
活用しやすい環境づくり	・パソコン教室の開催、島根県西部視聴覚障害者情報センターが実施している教室のPRや、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。	・地域生活支援事業により生活訓練としてパソコン教室を開催した。(邑智福祉振興会へ委託)
ケーブルテレビの活用	・防災行政無線に加え、ケーブルテレビのデータ放送、行政文字放送を活用し、障がいの種別に対応した情報伝達に努めます。	・難視聴地域の対策として光ケーブルを利用したケーブルテレビ、高速インターネット網の構築がされている。 ・安心して視聴できるよう利用料の軽減措置としてNHK受信料減免に準じた制度の運用をしている。 ・関係各課とICTの利活用の検討を進めていく。

②情報提供の充実

情報提供の充実	・視覚、聴覚障がいの種別に対応したわかりやすい情報提供に努めるとともに、高速インターネットなど多様な情報メディアの活用を推進します。	・ケーブルテレビのコミュニティチャンネルの静止画文字放送においては、音声を付けるなど視覚障がい者や聴覚障がい者にやさしい取り組みをしている。 ・町ホームページはアクセシビリティAA準拠した見やすく情報が伝わりやすいホームページに改修を行いました。記事について、各課で確認できる体制をとり、担当者の研修についても行います。 ・今後も、コミュニティチャンネルの放送については、わかりやすい番組を制作していきます。
	・ケーブルテレビのコミュニティチャンネルや町ホームページにおいて、だれもがわかりやすい情報発信に努めます。	

③コミュニケーション支援体制の充実

コミュニケーションの確保	・コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成・確保を推進します。	・手話奉仕員養成講座の開催要望があり検討している。
	・手話、要約筆記及び点訳・朗読等を行うボランティア団体の活動拡充に向けて、支援を実施します。	・要約筆記・手話・点訳ボランティア団体に対して、活動の拡充を図っていただくため支援している。（社協） ・月2回、障害者支援ボランティアグループ「のぎくの会」が取り組む聴覚障害者交流活動を支援している。（社協） ・コミュニケーション支援の要請があれば対応している。（社協） ・手話サークル『ゆびの輪会』と連携し手話奉仕員養成講座のあり方を検討している。（社協）

(8) 行政サービス等における配慮

①行政機関等における配慮

行政職員における障がい者理解の促進	・事務・事業の実施にあたって、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行います。	・呂南町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を制定し、平成28年4月1日から施行している。 ・職員への意識づけについて、今後更に努めていく。 ・平成28年4月から障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、行政には「不当な差別的取扱いをしてはならない」とこと「合理的配慮をしなければならないこと」が法的義務として明記されています。以下の点を意識し合理的配慮を実施しています。 ①本人や保護者・介助者から、必要な配慮に関する意思表示をすること ②学校や企業、行政などがどんな配慮ができるか検討し、本人と話し合うこと ③どんな場面でどんな配慮ができるか、お互いに合意したうえで実施すること ④配慮を実施したあとも、定期的にその内容や程度について見直し・改善すること
	・窓口等における障がい者への配慮の徹底を図るため、必要な研修等を実施します。	・職員研修の一環として、全職員に対し障害者差別解消法についてとあいサポート研修を開催した。 ・全職員受講を目標に毎年1回程度あいサポート研修を実施する。このことにより、職員の障がいに関する知識や理解不足、偏見による障がい者への差別の防止に努めます。
	・行政に関する情報提供にあたっては、だれもがわかりやすい情報発信に努めます。	・町民への配布物において、色使いに気をつけるように指摘もあり、今後も視覚障がいのある方に配慮した印刷物となるよう努めていく必要がある。 ・合理的配慮の提供については、障がい者一人一人の状況や必要に応じた変更・調整などを、お金や労力等の負担が掛かりすぎない範囲で行うこととします。 ・書類にルビをふる。分かりやすい言葉、拡大文字で説明した書類を用意する。 ・行政無線放送等では、ゆっくり丁寧に、繰返し説明内容が理解されていることを確認しながら可能なかぎり詳しく発信する。 ・昨年度より、広報誌が読みやすくなるよう見やすいフォントを使用している。

②選挙における配慮

選挙における配慮	・点字やインターネットを通じて候補者情報を提供するなど、障がい特性に応じた選挙に関する情報提供の充実に努めます。	・各投票所に点字用の氏名掲示、投票用紙、点字器を用意。 ・郵便による投票及び代理投票制度の周知に努めている（無線放送、投票所での掲示）。 ・投票所のスロープ設置、車いすの用意等の配慮に努めている。 ・歩行が困難な方等の対応ができるよう投票所の人員を確保するよう努めている。また、投票管理者説明会にて代理投票制度について説明し、投票所における代理投票制度が円滑に行われるよう留意している。
	・移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や障害者の利用に配慮した投票設備の設置等により、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。	
	・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。	

子ども・子育て支援事業計画の進捗状況・評価

資料A-4

計画の項目		担当課名	H30年度の進捗状況・評価	目標（H27～31年度）
第4章 施策の展開				
1 子どもと子育てを支える地域づくり				
(1) 子育てに向けた地域の意識づくり				
		男女共同参画に関する啓発	町 民 課 ・町内各世代の女性10名で構成された女性会議を3回開催し、子どもの教育等について30代から60代の幅広い年代の方の意見を徴収することができた。また、町長への提言や、意見交換もすることができ、女性の声を町長へ伝えることができた。 ・「男女共同参画と防災」をテーマに2回の講座を開催した。 ・上記の講座「男女共同参画と防災」の中で、「HUG（ハグ：避難所運営ゲーム）をやってみよう！」という体験型ワークを実施したが、この体験型ワークを3月7日の夜、矢上地区で「矢上地区防災講習会」として実施する予定。	ダイジェスト版を活用し、啓発活動を実施します。
		子どもの権利に関する啓発	福 祉 課ポスター掲示を計画どおり実施した。	5月の児童福祉週間等を活用して、町広報誌などでの啓発活動を行います。
(2) 子育て支援の地域づくり				
		子育てサポーターの養成	生涯学習課 ・在宅親子支援サークル（こぐまクラブ）を月1回開催し在宅親子同士の交流を深めた。（矢上公） ・昨年度に引き続き川遊びをテーマに、つかみ捕りや川釣りなどを実施した。（市木公） ・地域学校出羽わんぱく学校を年間9回実施。ハンザケの観察及び学習・野菜づくり・山登り等を行い、保護者や地域の方に関わってもらうことができた。（出羽公） ・阿須那公民館では、春に「山菜採り」、夏は「川遊び・鮎のつかみ取り」をして、子どもたちに故郷の自然を体感できるよう、地域で新たなサポーターを発掘した。（阿須那公） ・2泊3日の通学合宿では、4軒の地域のお宅へ別れて宿泊したり、公民館へ宿泊する時にはお風呂や食事など地域の人にサポーターとして協力してもらった。（高原公、布施公） ・地域学校事業において、事業の企画・実施の場面で地域の方々が主体となって行うことで、地域における子育て支援に繋げることができた。（日和公）	サポーター養成につながる子育て講座（講演会）を各公民館1回以上開催します。
(3) 安全・安心のまちづくり				
		「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置	学校教育課 ・各小学校において子ども110番の家としてお願いしている家や事業所がある。子ども110番の家を設置していることで、登下校中の子どもたちの安全確保や事件や事故の防止、抑制につながっている。 ・通学路安全点検により、こども110番の家が必要と思われる箇所を確認し、登録への協力依頼により新規登録件数が4件増加した。今後も引き続き取り組みを強化し、子どもの安全環境の充実につなげたい。	子ども110番の家への登録件数増加をめざします。
		防犯教室、交通安全教室の開催	学校教育課 ・各学校において、交通安全教室、防犯教室など児童生徒への安全教育を行った。また、CAP（子どもへの暴力防止）研修や通学路の安全点検など安全な学校環境を作るための取組を継続して実施した。子どもの安全確保に向けた取組を学校だけではなく、地域を巻き込んで取り組んでおり、引き続き地域全体で子どもを見守る環境を整えていきたい。 ・不審者対応訓練を開催（中野公）	各研修の年2回以上の実施をめざします。
		子どもの安全対策活動の開催	学校教育課 ・各学区において子ども安全センター支部を組織（事務局は各学校）し、青色防犯パトロールなど子どもの安全確保に向けた取り組みを実施した。 ・登録台数 95台 ・平成30年度 講習会 1回実施（7月） ・各学区で青色防犯パトロール隊を組織し活動することで、子どもが犯罪等に巻き込まれることの未然防止につながっている。また、パトロール等を通じて情報収集された通学路の危険箇所、対策の必要なところについて、邑南町交通安全対策協議会通学路安全推進部会において検討、関係機関への働き掛けなど行い、改善に向けて取り組んだ。また、無線放送により町民の皆さんへ「ながら見守り」の協力依頼をし、地域による見守りの働きかけを行った。今後も継続して行っていく必要がある。	青色防犯パトロール登録車両 現状101台 目標110台
2 いきいき子育てできるまちづくり				
(1) 妊娠期からの支援体制の整備				
		両親学級への初妊婦の参加率	保 健 課 ・初妊婦の教室参加率は、平成29年度実績47.4％と横ばい。今年度の参加率は 体調不良者が多く、2月時点では37.0％と若干減少している。教室以外の関わりとしては従来より電話勧奨しているが、今年度は必要な方へ訪問し勧奨している。不参加であっても状況把握や保健師とのつながりを作るようにし、出産後も相談しやすい関係づくりとしている。 ・教室の内容としては、今年度も引き続き家族で子育てについて考える場にするとともに、沐浴などの育児体験や参加者同士が交流でき、仲間づくりができるよう意識して実施している。	初妊婦の教室参加率 6割
		妊婦一般健康診査受診回数	保 健 課 ・厚生労働省が望ましいと考える妊婦健診回数は13～14回です。この健診を受けている割合が64.4％で59人中38人です。10回～12回が16人、9回以下の方は5人です。特に9回以下の受診理由は、入院、早産、正期産だが予定日より2週間早い出産等あります。健診割合の国の平均は示されたものではありません。 ・今後も定期的に受診ができるよう妊娠届時や必要者には、随時勧奨していきたい。また妊娠期の健康管理について、医療機関と連携して支援していきたい。	妊婦健診の受診回数が13～14回以上の妊婦の割合 8割
		乳児全戸訪問実施率	保 健 課 ・平成29年度の訪問は出産の後の転出を除くと100％実施した。特に体重や授乳で不安が強くなる退院後から生後1か月までの早期訪問を心がけており、62.9％に訪問した。（平成28年度は51.0％）里帰りの方等には早めに電話連絡をして状況を把握し、必要時町外訪問を依頼している。また産婦健診が始まったことで、助産師との連携が強化され、必要な方への早期訪問が可能となった。今後もより安心して子育てができるようできるだけ早期に訪問するようしたい。	訪問実施率 100％
		周産期医療体制の整備	保 健 課 ・県央保健所において、大田圏域周産期保健医療検討会が開催され参加。 ・産婦健診を実施したことで、より医療機関との連携が強化されてきており、支援が必要な妊婦の情報共有ができています。 ・この会議等で圏域市町、産婦人科と産婦健診について協議したことで、県内に先駆けて圏域全市町の産婦健診実施の体制が整った。今後も継続して切れ目のない支援ができるよう医療機関と連携したい。	周産期医療についての検討を行います。
(2) 子どもの健康の維持				
		乳幼児健康診査精密検査受診率	保 健 課 ・1歳6カ月健診精密検査の対象者は3名あり、その内2名が未受診だった。未受診の方には、個別に電話で受診勧奨に併せ状況確認している。内容がO脚、内股で日常生活の困り感が低いことで受診に結びついていなかった。 ・今後も引き続き受診勧奨を行い、早期受診につなげたい。	乳幼児健康診査、精密検査受診率 目標 全年齢 100％
		フッ素洗口の実施	保 健 課 ・平成29年度の実施状況は99.1％だった。 ・幼児健診や各保育所・学校での歯科指導の中でフッ化物の効果等について情報提供を行っており、今年度も継続し実施している。	フッ素洗口の実施率 現状 99.4％ 目標 100％
		3歳児検診一人平均のむし歯数	保 健 課 ・平成29年度の一人平均むし歯数は0.36本と増加した。要治療者が早期に受診するよう保育所（園）と連携して取り組んでいる。 ・むし歯予防のため健診での歯科指導や各保育所で歯科教室を行い、保護者、保育士へ年間を通して指導を行っている。乳歯のむし歯予防や早期治療にむすびつくよう今後も継続して取り組みたい。	3歳児検診1人平均のむし歯数 目標 0.30本
		12歳児の一人平均のむし歯数	保 健 課 ・平成29年度の一人平均むし歯数は0.16本と、県（1.04）、圏域（0.53）と比べて低い状況である。その要因には、フッ素事業を軸にして0歳から中学生まで一貫して、町内保育所、小中学校、歯科関係者で現状や課題を共有し、一体的な取組を行っていることをあげることができる。 ・むし歯のある児童の家庭に対し、早期治療に結びつくよう保育所、学校と連携して取り組んでいる。 ・各学校においては、担任や養護教諭が校内でむし歯予防に関する教育を主体的に取り組んでおられる。	12歳児の1人平均のむし歯数 目標 0.41本
(3) 家庭における子育ての支援				
		地域子育て支援センター事業	福 祉 課 ・東光保育園内にある瑞穂子育て支援センター、東保育所内にある石見子育て支援センターにて事業を実施している。平日に1日5時間開設し、子育て家庭の交流の場の提供、子育てについての相談、定期的な子育てに関する講座の開催をし、子育て家庭交流の拠点としての役割を果たしている。今年度は、石見子育て支援センターの利用者数が増えている。また、瑞穂子育て支援センターは東光保育園の改築にあわせ改築を実施中で、平成31年4月より新しい支援センターで事業開始予定である。	事業の継続実施
		子育て講座の実施	福 祉 課 ・町内保育所（園）、子育て支援センターで子育て講座を開催している。親子クッキング（離乳食教室）、歯の健康教室などの内容で開かれている。	子育て支援センター、保育施設が実施している子育て講座を継続
		仕上げ磨きをする親の割合	保 健 課平成29年度の実施状況は、「毎日仕上げ磨きをする」親の割合が1歳6か月児健診81.4％、3歳児健診で90.3％で昨年度より増加した。引き続き保護者への指導を行っていきたい。	90％
		朝食に野菜を食べている幼児の割合	保 健 課 ・平成29年度健診時の調査では、朝食に野菜ありが61.3％。主食のみが16.2％。蛋白質ありが71.1％だった。朝食を食べている子どもがほとんどだが、内容に課題があり、今年度は食をテーマに保育所（園）と教室を実施した。今後も健診や保育所など関係機関と連携して教室などで、啓発していきたい。	60％

		学校保健委員会を開催している学校の割合	学校教育課	・小学校8校中4校、中学校全3校において毎年1回実施している（63.6％）。	100％
		母子保健検討会の開催	保健課	・毎年1回実施しており、今年度は2月20日に開催予定。 ・関係機関が一堂に会し、母子保健に係る課題や日頃の取り組みを共有し、来年度の活動に活かしている。	年1回開催
		学校の分煙状況	学校教育課	・平成28年4月から、継続して全小中学校（小学校8校、中学校3校）で敷地内禁煙を実施している（100％）。	学校の敷地内禁煙100％
		家庭教育に関する学習機会の充実	生涯学習課	・家庭教育支援として、県が推奨する「親学プログラム」を実施した。（親学） 町PTA連合研修会 1 各地域での親学を使った研修会 2 子育て支援センターでの研修会 18（石見：月1回 瑞穂：2カ月に1回 ※予定） 小学校人権・同和教育研修会 1 小学校保護者会 1（予定） ・養成講座を実施し、新規の親学ファシリテーター養成を行った。（親学） 講座回数 5 新規親学ファシリテーター 9名 ・保育園・保護者会・小学校・PTAが四者で毎年開催している子育てを語る会で、今年度は生涯学習課の出前講座を利用し親学について実施。（市木公） ・地域学校の職員で、地区総がかりで子どもたちに関わってこういう思いを共有しながら、企画及び実施をした。（口羽公）	家庭教育学級・講座の開催（公民館単位で年1回以上） 小中学校PTAとの共催による講演会・学習会の開催（年3回3会場）
		ブックスタート事業	生涯学習課	・保健課の訪問も含め、100パーセントの方に絵本を手渡すことができた。その際、親子読書の必要性を伝えることができた。また、図書館で取り組んでいる、わらべうた等の行事を紹介し、親子での参加を呼びかけた。（図書館）	4か月健診時、1歳6か月健診時、3歳児健診時の各時期に実施します。
(4) 仕事と子育ての両立支援の充実					
		就職相談会の実施	福祉課	・邑南町無料職業紹介所の出張相談が実施されている。 ・また、母子家庭等就業相談で県母子寡婦福祉連合会の就業相談員と共に対応している。	ハローワークと連携し6回 就職相談員との連携を保ち、情報収集に努めます。
		男女別育児休業取得率	福祉課	町内企業17社に調査を依頼し14社から回答があり、集計した結果 ・平成30年の取得率は男性0％ 女性92％。	男性10％ 女性100％
		一般事業主行動計画策定の呼びかけ	福祉課	・町の後期行動計画の中で呼びかけることに留まっている。	従業員100人以下の一般事業主へ広報等により計画の策定を呼びかけます。
3 子どもがすくすく育つまちづくり					
(1) 生きる力を育む環境づくり					
		地域子ども教室の推進	生涯学習課	・矢上小學生を対象に地区での川遊び体験をとおし水辺の生物や自然を体験しその大切さを学んだ。（矢上公） ・久喜大林銀山の学習2回（田所・出羽公） ・鰯刈カブの学習3回（田所・出羽公） ・井原つながるプロジェクト事業「竹灯籠づくり」を実施した。（井原公） ・風づくり教室を開催した。（中野公） ・阿須那公民館では、春に「山菜採り」、夏は「川遊び・鮎のつかみ取り」をして、子どもたちに故郷の自然体験をした。（阿須那公）	月に1回 公民館と連携し、子どもの居場所づくりに努めます。
		ふるさと学習の推進	生涯学習課	・市木カルタをベースに、ふるさと市木探検隊やふれあい散歩などを開催した。（市木公） ・地域学校出羽わんぱく学校を年間9回実施。ハンザクの観察及び学習・野菜づくり・山登り・恵方巻きづくり等を実施した。（出羽公） ・石見東小学校児童を対象に実施。（井原公、中野公） ①田んぼの生き物調査3回 ②東明寺山登山事前学習1回 ③稲作体験3回 ・地域の史跡・景勝をまわる「地域のお宝めぐり」を実施（中野公） ・阿須那公民館では、春に「山菜採り」、夏は「川遊び・鮎のつかみ取り」をして、子どもたちに故郷の自然体験をした。（阿須那公） ・竹竿を作り、地域の川において魚釣り体験を実施。（日和公） ・ミツマタ、コウゾウ、ガンビを採りに行き、それらの材料を使用した紙すき体験を年1回実施（日貴公） ・町指定文化財の隅屋での囲炉裏体験を年1回実施（日貴公） ・そば作り体験を実施（日貴公） ・お米作り体験を実施（日貴公） ・矢上小學生を対象に矢上高校体験を開催（矢上公） ・矢上小學生を対象に米づくり（田植え、稲刈り、稲こぎ、餅つき）体験を開催（矢上公） ・矢上小學生を対象にしめ縄づくり体験を開催（矢上公） ・矢上小學生を対象に原山伝説（やまんば土偶作り）を開催（矢上公） ・山菜採り（田所・出羽公） ・瑞穂小3年二つ山登山2回（田所公） ・地域の方と交流がある事業や地域を体験する事業を実施（布施公） ①親子で魚釣り(高原公合同)②世代間交流グートボール③2泊3日通学合宿(高原公合同) ④銭宝冬季オリンピック ⑤鮎のつかみどりをしよう ⑥かすら細工をしよう ⑦ソリ滑り&雪遊びをしよう ・地域の方に講師を依頼するとともに、公民館委員、保護者などにも参加を呼びかけ、子どもたちの活動の様子を見る機会を増やそうと働きかけた。（高原公） ・しめ縄づくり、卒業証書紙すき（高原小共催）・川遊び（高原公） ・地域学校で、地域の方々が先生となり、子どもたちと地元食材をふんだんに使用した巻き寿司と大なべ（しし鍋）作りや、竹笛・竹鉄砲、紙飛行機・折紙鉄砲などを作ったり、遊び、交流を深めた。（口羽公） ・通学合宿で、地域の方々が先生となり、竹馬・竹ぼっくりづくり、地元食材を使った夕食づくり、和楽器の箏の学習と演奏体験、地区に伝わる防火活動の夜回りなどを行った。（口羽公）	各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを小中学校11校で実施します。
(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり					
		スクールカウンセラーの配置	学校教育課	・今年度から県内全小中学校にSC配置となり、未設置であった小学校6校についてもそれぞれ20時間配置となった。 ・不安や問題をかかえる子どもや保護者に対し、相談を実施した。 ・必要に応じて、児童生徒のケース会議にも参加し、支援について関係機関と協議できた。 ・緊急事案や継続してカウンセリングが必要な場合は、町単の予算措置で対応した。	各中学校へ3名のスクールカウンセラー配置 1小学校へ1名のスクールカウンセラー配置
		コーディネート機能の整備	学校教育課	・特別支援教育連携協議会総会と研修会を開催し、各関係機関の相互理解と情報交換を行った。 ・石見養護学校主催の連絡会や学習会など積極的に参加するよう周知している。 ・町内の小中学校支援員を対象とした研修会を年1回（8月）開催した。児童生徒理解や支援のあり方を学んだ。 ・支援本部会議は必要に応じて個別ケースの検討会を開催した。支援本部実務者会が中心となって総会や各役割での研修会などを重ねてきたことや児童生徒への支援会議を開催し、情報を共有している。	特別支援連携協議会総会 年1回 特別支援連携協議会研修会 年1回 小中学校特別支援コーディネーター研修会 年1回 町内小中学校支援員研修会 年1回 支援本部会議 必要に応じて随時
		児童虐待防止ネットワークの活動強化	福祉課	・2月21日に島根県立大学保育学科の准教授を招き、虐待予防の研修「子どものころを考える会」を計画している。	年1回以上の研修会を開催
(3) 食育活動の展開					
		邑南町食育推進計画	生涯学習課	・恵方巻きづくり、角寿司、味噌造りを実施した(出羽公) ・食のボランティアの情報交換の場の開催（3回）（食育） ・通学合宿で食のボランティアの皆さんに参加児童と夕食作りを行ってもらい、食事の大切さを説明していただいた。（食育）	年1回以上の研修会を開催
(4) 次代を担う子どもの育成					
		人権・同和教育学習会の開催	生涯学習課	・小中学校ともPTA対象の人権・同和教育学習会を開催した。11校 ・人権学習会として「アイヌの歴史と文化学習会」を開催し民族差別について学んだ。（矢上公） ・公民館まつりで、2020東京パラリンピック合宿地誘致を踏まえた人権講演を開催。（市木公） ・人権・同和教育学社連携啓発教材を使った研修会を実施した(出羽公) ・石見東小学校児童を対象に、ハーモニカ演奏の鑑賞会を通じて、障がいのある人の人権（視覚）について学習した。（井原公） ・ハーモニカ演奏鑑賞会を通じて、視覚障がいのある人の人権について学習した。（田所公） ・瑞穂中学生と地域住民を対象に、セクシャルマイノリティについての人権講演会を実施した。（田所公） ・人権・同和教育研修会を日貴小学校PTAと合同で開催した。（1回）（日貴公）	人権・同和教育推進協議会と各小学校PTA等との連携により小中学校11校で年1回以上実施します。
		小・中学生及び高校生と乳幼児の交流活動	学校教育課	・継続した取り組みとして各校で地域の状況に応じて保育所・園訪問を実施し、幼児との交流会を計画し、実施した。	年間に各小学校で1回程度、各中学校で1回程度
		邑南町性教育カリキュラムの作成	学校教育課	・成長段階に応じた性教育総合計画を策定し、小学校から中学校までの一貫した性教育を継続して取り組んでいる。 ・その一環として、中学2・3年生を対象に、専門家を講師に招いて「性・命・人権教育講演会」を毎年1回開催している。平成30年度は、11月29日に実施した。授業では触れることができない性についての知識、社会問題を、病院の先生から聞くことで、中学生なりに問題意識を持ち真剣に考えることができた。	年に1回の全体講演会を実施

	H30方向性	H30実施状況	H31方向性
(1) 住民主体の地区ごとの健康づくりの推進			
●地区ごとの健康づくり活動の推進			
・自治会づくりの推進	継続して情報提供ができるようにいわみ中央自治会と連携していく。	・地域部会と連携して進めたので、いわみ中央自治会に加え、地域部会員の所属自治会でも情報提供等健康づくりに取り組んだ。 ・子どもから高齢者まで幅広い年代の方へ情報提供することができた。	・自治会活動について状況を把握しながら、地域部会と連携して進めていく。
	受診勧奨を中心に活動してもらう。継続して効果的な受診勧奨につながるよう、効果的な時期に会議を開催する。	・集落保健衛生委員の活動が少しでも受診勧奨につながるよう、4月特定健診、7月がん検診の保健事業説明と講演会を実施した。 ・5世帯以下の集落が15集落ある。委員の高齢化、固定化があり活動がしにくい所があることから、対応について検討する予定。	受診勧奨を中心に活動してもらう。効果的な受診勧奨となるよう会議を継続して開催する。
・生活に身近な場での保健事業の推進	地域部会と連携して進めていく。	・地域部会では「野菜プラス1」「たばこ対策」を重点テーマに、それぞれの所属組織で出前講座を行った。また3/16に開催されるわくわくフェスタで「野菜プラス1」を啓発する予定。地域部会での取り組みが、わずかではあるが他の組織への出前講座につながった。	・地域部会と連携して進めていく。 ・重点テーマを継続し、地域部会の取組をきっかけに、地域で活動が波及できるよう取り組んでいく。

(4) 多様な実施主体における効果的な連携と体制づくりの推進			
●地域、学校、職域と連携した町民運動の推進			
・他分野との連携強化と体制づくりの推進			
健康長寿おおなん推進会議	・委員の責務ではなく、委員自身が楽しみながら健康づくりに取組めるような雰囲気づくりをする。	・これまでは、部会活動を中心に行ってきたが、みんなで取り組む気運づくりのため、健康長寿おおなん推進会議全体の活動として、健康課題である野菜の摂取不足を改善するため、「野菜プラス1」を合言葉に、部会ごとに委員さんと取り組みを検討し、活動を展開している。 ・それと並行して、部会活動も実施しており、部会の動きを受けて自分の部署でも取組みが広がりつつある。	・今年度からスタートした「野菜プラス1」に加え、「たばこ対策」に取り組んでいく。
職域部会	・各職場における健康づくりの取組みが進むよう支援する ・職場のコミュニケーションや環境づくりの取組みを進める。	・働き盛り部会の健康課題である「メンタルヘルス」や「食」についての情報交換と、各所属の取り組みについて検討した。その内容を受けて、「こころの健康づくり研修会」を開催した。 ・部会委員以外の事業所については、事業所訪問や商工会と連携した情報提供を行ったため、保健事業への参加も少しづつ増加している。	・引き続き、働き盛り部会と事業所訪問を通じて職場の健康づくりが進むよう支援する。
母子保健検討会（歯科保健検討会）	・引き続き開催	・主に「食」「歯科」をテーマに、保育所、学校、他関係機関が一堂に会し、今年度の取り組みや課題を共有し、次年度に向けた効果的な連携や活動につながるよう2/20に開催する予定。 ・会議の場で活動紹介をすることで、次年度の主体的な取り組みにつながっている。 ・食育研修会は「野菜」をテーマにした研修会を行い、今後、保護者支援に各所属で役立てもらう。	・従来からのテーマである「食」や「歯科」だけでなく「生活習慣」に着目した取り組みを検討する。
邑南町自死対策計画推進委員会	・H30年度中に策定が義務づけられた自死対策計画について、関係機関の協力を得ながら検討していく。	・邑南町自死対策計画策定のために推進委員会を立ち上げた。邑南町の自死の現状・課題等について関係者と共有し、必要な取り組みの検討、計画策定を行った。	・引き続き推進委員会を開催し、関係者と連携して自死対策に取り組む。邑南町自死対策計画を町民や関係機関へ広く周知していく。
●保健と医療、介護、福祉と連携した取り組みの推進			
・包括的ケア体制づくりの推進	医療介護連携のための場を設定し課題の検討、施策化について検討する。新規に取り組む集いの場と運動教室の連携について検討する。	・県央保健所、社協・包括・保健課と地域部会を月1回、支え合いチームを年3回開催した。医科歯科連携会議を1回開催し、現状や課題を確認した。今年は反省点として地域包括ケアシステム構築のためのロードマップ作成に取り組めていない。	・第2層地域協議体が3地域で立ち上がるため、関係者と連携して地域課題を整理し、優先順位を見える化し課題を関係者で共有していく。
・介護予防の推進	・活動に役立つ研修会の開催とサービス体制の充実 ・第2層のコーディネーター、ボランティア、関係者等会の運営について話し合い、活動の場の拡大を図る。 ・健康意識を高め、健診受診の声掛けをお願いする。	・ボランティア研修会を関係者と協力して年6回開催した。今回は特に、活動につながっている人いない人に分けて研修会を開催した。また、活動につがっていない人で同意を得た人には、活動の場の協力をお願いした。 ・ボランティア研修会については、企画委員会（ボランティア登録者で希望者）で内容について意見を聞く場をもうけた。	・活動に役立つ研修会の開催とサービス体制の充実 ・第2層のコーディネーター、ボランティア、関係者会の運営について継続して話し合い、活動の場の拡大を図る。 ・健康意識を高め、健診受診の声掛けをお願いする。 ・新規にボランティア養成研修をする。

【子どもの健康づくり】

	H30 方向性	H30 実施状況	H31 方向性
(2) 生涯を通じた健康づくりの推進			
①将来を担う子どもや若者の健康づくりの推進			
●規則正しい生活習慣づくりの推進			
・規則正しい生活習慣の推進	・今後も関係機関と連携し継続した取り組み ・学校保健委員会への参加、協力。	・各小中学校において、「生活習慣チャレンジカード」を活用し、保護者も巻き込んだ取り組みを工夫して実施されている。 ・学校保健委員会を開催された羽須美中学校・瑞穂中学校へ参加し、会議や研修会を通して各学校の健康課題を共有したり、検討した。	・今後も関係機関と連携し継続した取り組み ・学校保健委員会への参加、協力。
●規則正しい食習慣づくりの推進			
・家庭への啓発	・関係機関と連携した取り組みを継続 ・食育研修会の開催	・両親学級4回、乳幼児健診18回、離乳食教室8回開催 ・保育所と連携し、食に関する教室やクッキングを通して子どもや保護者へ情報提供・啓発を行った。 ・子ども部会の取り組みとして、「野菜」をテーマにした啓発活動を市木小中学校で実施した。 ・羽須美中学校と連携し「朝食」をテーマに教室を実施した。 ・「野菜の摂取」をテーマにした食育研修会を開催し、保育所スタッフ(保育士・調理師・栄養士)や保健課スタッフで情報共有を行った。 ・学校においては、「チャレンジカード」を活用して、取り組みを行っている。	・関係機関と連携した取り組みを継続 ・食育研修会の開催
・保育所・学校等関係機関との連携			
・食育推進計画の推進	・引き続き担当課である生涯学習課と連携を図り、推進体制の見直しを検討。	関係課として食育推進委員会に出席し、第3次食育推進計画について見直しを検討した。	・引き続き担当課である生涯学習課と連携を図る。
●身体を動かすのが好きな子どもを増やす			
・身体を動かすことの楽しさを体験できる場を増やす。	・取り組みの仕方について検討。	・町としては実施しなかったが、保育所では健康運動指導士等指導者を招き、定期的に教室を開催している。	・引き続き取り組みの仕方について検討。
●こころの健康づくりの推進			
・子どものこころを育てる取り組みの推進	・今後も関係機関と連携し、内容を検討し継続して実施する。	・今年度も子育て支援、各保育所・学校関係者を対象に2月に研修会を実施した。 ・発達障がい支援の観点から、愛着形成の基礎知識や、子どもの立場に立った具体的な支援の仕方について学び、関係者で共通認識をもって支援に携わることを目指している。 ・支援の必要な子ども・家庭が増加している中で、この研修を通して個別の支援のあり方について理解を深める機会としたい。	・今後も関係機関と連携し、内容を検討し継続して実施する。
・保護者への支援	・保護者への関わり方については検討継続。	母子健康手帳発行、訪問等あらゆる機会に「まるごと相談室」を周知した。 ・乳児期を中心に医療機関、助産院等と連携し、保護者への支援、相談に対応した。 ・両親学級等の事業を通じて愛着形成について情報提供した。	・「まるごと相談室」の周知を継続 ・引き続き関係機関と連携して支援する。
・地域で情報把握ができる体制の整備	・「まるごと相談室」の周知 ・特別支援連携協議会、要保護児童対策協議会の関係機関の連携強化	・「まるごと相談室」を周知するとともに、関係機関と連携して支援につなげた。 ・特別支援連携協議会、要保護児童対策協議会等子どもの支援に関係する機関との連携強化に努めた。	・引き続き関係機関との連携を強化する。
●最初の1本を吸わせない取り組みの推進			
・子どもへの禁煙教育	・出前講座の継続実施	・小中学校では全校敷地内禁煙となって以来、新たな取り組みとしては実施していない。 ・全保育所(園)で敷地内禁煙となった。	・学校と連携した出前講座の実施。
・分煙対策	・敷地内禁煙について全町へ周知	・保育所(園)・学校においては、「敷地内禁煙」がスムーズに実施できているが、地域への働きかけはできなかった。	・敷地内禁煙について全町へ周知
●子どもがお酒を飲まない、大人が飲ませない取り組みの推進			
・子どもへの飲酒防止の教育	・関係者と取り組みの必要性について検討する。	・今年度は実施しなかった。	・関係者と取り組みの必要性について検討する。
・PTAへの知識の普及	・関係者と取り組みの必要性について検討する。	・今年度は実施しなかった。	・関係者と取り組みの必要性について検討する。

●妊娠期から継続したむし歯ゼロ・歯周病予防をめざす取り組みの推進			
・正しい知識の普及	・保育所、小学校、中学校、子育て支援センター、児童クラブと連携し、歯科教室を行った。子育て支援センターでは定期的に相談を行った。	・保育所と連携し、歯科教室を行った。 ・小中学校においては、養護教諭、担任が中心となって主体的に取り組まれた。	・保育所・小中学校と連携して継続実施
・フッ化物の応用	・継続実施。	・保育所は毎日、小中学校は週1回フッ素洗口を実施。 ・フッ素塗布は2歳・2歳半・3歳・3歳半を対象に実施。 ・幼児健診、歯科教室、学校便りなどを通じてフッ素の効果、必要性を保護者へ情報提供を行った。	・保育所・小中学校と連携して継続実施。
・歯科検診と教育の推進	・継続実施。	・各学校、保育所での歯科検診から要治療者が受診につながるよう、保育士、担任教諭や養護教諭と、より意識した受診勧奨を連携して取り組んだ。年度末に、受診率の評価を行う。 ・1歳6か月児・3歳児歯科検診、フッ素塗布に併せての歯科検診(医療機関委託)を実施。 ・保育所と連携した歯科教室の実施。 ・小中学校においては各学校で主体的に取り組まれた。	・保育所・小中学校と連携して継続実施。
・保育所・学校との連携	・保育所、学校との連携を取りながら継続実施。	・母子保健検討会において町内の現状と課題について共有した。 ・各保育所・学校と連携して取り組みを検討した。	・保育所、学校との連携を取りながら継続実施。

【青壮年期の健康づくり】

	H30 方向性	H30 実施状況	H31 方向性
(2) 生涯を通じた健康づくりの推進			
②働き盛りの青壮年期の健康づくりの推進			
●生活習慣病予防の食生活の推進			
・食の正しい知識の普及	・栄養相談日の継続。 ・糖尿病・腎臓病教室における健康教育の継続。 ・減塩の啓発。	・食事や栄養に関する身近な相談の場として、毎月1回栄養相談日を設定した。生活習慣病の他、口コモ予防の食事などの相談で利用していただいたが、各回の利用者は0～2名と少なく、設定日以外を希望される方もあった。 ・生活習慣病予防教室（全5回予定）のうち、食をテーマに講話や試食を2回実施し、早期予防のための食の情報提供・啓発を行った。	・栄養相談日を設定せず、随時相談を受ける体制に変更 ・生活習慣病予防教室における予防食・減塩食についての健康教育の継続
・若い世代への啓発	・継続実施。	・働きざかり世代の女性を対象にした講座で、バランス食や間食の情報提供を行った。 ・事業所健診で、間食（菓子パン、ジュース）の展示・啓発を行った。 ・H30年度の活動テーマである「野菜プラス1」について、健康長寿働き盛り部会で検討した内容でパンフレットを作成し、事業所へ配布した。	・事業所健診で啓発 ・事業所を通じた「野菜プラス1」の取り組みを継続
●自分にあった運動の実践と継続			
・運動の正しい知識の普及	・働きざかり世代の講座を継続。 ・出前講座の継続と活用してもらうための工夫。	・職域出前講座のメニューに「すき間時間に肩こり腰痛予防」「正しいラジオ体操」「歩こう!動こう!プラス10」という3項目を設け、それぞれの事業所の実情に合わせて、取り入れやすい方法で情報提供を行った。福祉会（保育所職員）から複数回の要請があり、自分の健康に目を向け、運動を始めるきっかけづくりができた。	・出前講座の継続（PRを行い、より多くの事業所で実施してもらえる働きかけ）
・運動が実践しやすい環境づくり	・働きざかり世代の講座を継続、併せて元気館トレーニング室の周知。	・健康チャレンジ（運動）では、働き盛り世代の参加を呼びかけるため、健康長寿働き盛り部会委員に協力依頼し、事業所内にチラシを配布してもらったり、商工会通信でもチラシを配布したが、働き盛り世代の参加者は全体の7%にとどまっている。 ・働き盛り世代の女性が自分の身体に目を向け、運動を始めるきっかけづくりとして、大人女子からだ見直し講座を開催した。これまでに比べると参加者は増加し、講座も好評であったが、講座終了後の運動の継続が今後の課題である。	・健康チャレンジや健康講座を通じて運動に目を向けるきっかけづくりと、運動が継続できるよう元気館・ウォーキング事業等へのつながを行う。
●こころの健康づくりの推進			
・こころの健康づくりの意識啓発	・事業所を通じた啓発の実施。	・自死予防キャンペーン期間である9月に、働き盛り部会や事業所訪問で相談機関等を掲載したチラシを配布し、目にとまりやすい情報提供を行った。 ・働き盛り部会や商工会と連携して出前講座のPRをしたところ、昨年よりも希望事業所が増え、3事業所に啓発を行った。	・商工会や事業所と連携した取組の継続
・地域で情報把握ができる体制の整備	・相談体制の確保 ・相談支援部会の定例開催 ・自死対策推進計画を策定。	・必要な方の相談につながるため、相談機関一覧表を作成し、関係機関へ送付し周知を行った。 ・臨床心理士による心の健康相談を6回開催した。昨年同様に勤務者や若い世代の利用があった。 ・相談支援部会を定期的に開催し、関係機関の事業や事例についての情報共有や、研修会の開催等に取り組んだ。 ・自死対策計画推進委員会、庁内関係部局へのヒアリングを行い、支援が必要な人の情報把握や支援体制について検討した。	・相談体制の確保、周知 ・相談支援部会の定例開催 ・自死対策計画に基づいた事業の推進
・職域との連携	・継続実施。	・昨年に引き続き事業主や健康管理担当者を対象に「こころの健康づくり研修会」を開催した。今年度は、参加事業者数を増やすために商工会と連携し、内容も働きざかり部会で課題として意見があった、誰もが働きやすい職場環境づくりや、心の不調に早く気づき対応する方法等を盛り込んで計画した。参加事業所には好評だが、参加者数は少なかった。	・より多くの事業所の参加につながる方法を検討し、商工会と連携して取り組む。
●喫煙者への禁煙支援			
・正しい知識の普及・啓発	・禁煙希望者に対して、喫煙に結びつく情報提供や支援を実施。	・胸部CT検診で、初めて町の検診を受ける方へはたばこの害について、禁煙を希望する方へは禁煙外来についての情報提供を行った。がん以外のCOPD（慢性閉塞性肺疾患）について情報提供する機会にもなっている。また、昨年受診され要経過観察となった方で検診をきっかけに禁煙を始めた方もおられた。	・町の検診を初めて受ける方、久しぶりに受ける方や禁煙を希望する方へは引き続き正しい情報提供を行う。
・相談・治療が受けられる体制づくり			
・禁煙外来の情報提供			
●分煙対策の推進			
・地域や職域との連携	・継続実施。	・事業所訪問で「たばこの煙のない施設登録」を勧めたが、登録にはつながりにくく、今年度の新規登録は1件だった。	・健康増進法一部改正の動きに合わせ、引き続き継続実施。
●適正飲酒への支援			
・適正飲酒の情報提供	・啓発方法を検討し、継続実施。	・特定健診後の健診結果報告会や、事業所健診で、適正飲酒の情報提供を行った。	・事業所健診等の場を利用し継続実施。

●歯周病で歯を失わない取り組みの推進			
•正しい知識の普及	•継続実施	•昨年に引き続き、事業所健診で唾液潜血反応を行い、働き盛り世代へ歯周病予防の啓発を行った。4日間で225人に実施し、必要者へ歯科受診をお勧めしたが、その後の把握ができないため評価が難しい。 •特定健診に併せた歯科相談で、治療の必要な方へ歯科受診をお勧めするカードを発行し、受診勧奨を行った。また治療をきっかけに定期的な歯科受診に結びつくよう、歯科医院と連携して啓発している。 •今年度は歯科の出前講座はできなかった。	•職域出前講座のメニューに歯科を入れ、事業所訪問や商工会を通じて利用を勧める。
•歯科検診の推進			•歯科医院と連携し引き続き実施
•職域との連携			•職域出前講座のメニューに歯科を入れ、事業所訪問や商工会を通じて利用を勧める。

【介護予防】

	H30 方向性	H30 実施状況	H31 方向性
(2) 生涯を通じた健康づくりの推進			
③高齢者の健康づくり、介護予防、生きがいづくり、社会活動への支援			
●自分の健康状態にあった食生活の推進			
・バランスのよい食生活と減塩の啓発	・出前講座による情報提供と啓発 ・栄養相談による個別対応	・認知症予防教室やミニディなど出前講座にでかけ、低栄養予防など高齢期の食のポイントについて情報提供を行った。 ・栄養相談を行い、具体的な食生活について個別に相談を行った。	・出前講座による情報提供と啓発 ・栄養相談による個別対応
●自分の健康状態にあった運動による介護予防の推進			
・運動の正しい知識の普及	・地域包括ケアの中で、集いの場を計画的に立ち上げる予定になっているが、具体的なことは未定である。町内の身近な場で運動教室が継続するよう連携していく。	・ケーブルテレビを活用した健康体操を毎月放送し、運動に取り組む環境づくりをすすめている。 ・地域包括ケアで集いの場として寄り合い処を立ち上げている。現在は布施地区、阿須那地区で取り組んでいる。邑南町独自の人生100歳体操の普及について連携して取り組んでいく。	・地域包括ケアの中で、寄り合い処、支え合いミニディサービス、いきいきサロン等地域の主体的な取り組みとなるよう運営を支援していく。町内の身近な場で運動教室が継続するよう関係機関と連携していく。
・運動実践者を増やす	・正しい運動が継続できるための支援、新規参加者を増やす支援を行っていく。 ・生涯学習課・各公民館等いろいろな機関と連携を図りながら、運動実践者を増やしていく。	・地域運動教室に健康運動指導士を3回ずつ派遣し、正しい運動が継続できる支援やモチベーションの維持を行った。また、自主開催時に役立てるため、DVDや運動パンフレットの配布等を行った。 ・健康チャレンジ(ラジオ体操・運動)事業の参加者のほとんどが60歳以上の方であった。この事業で新たに運動に取り組んだ方は少なく、実践しているラジオ体操や運動を報告された方が多かった。 ・毎月実施しているウォーキングでは、毎日歩く方を増やすため、記録をつけながら頑張ることを働き掛けている。	・事業の継続実施。
・運動しやすい環境づくり			
●地域におけるこころの健康の環境整備の推進			
・相談体制の整備	・今後も関係機関と連携して取り組んでいく。	・民生児童委員会地区会を式名称に、担当保健師が参加した。参加頻度や内容は地区によって様々であるが、要望に応じて心の健康や保健事業について情報提供を行った。また、地域の気になるケースについて情報交換し必要なサービスにつなげる。	・今後も関係機関と連携して取り組んでいく。
●こころの健康づくりの取り組みの推進			
・こころの健康づくりの意識啓発	・相談機関の周知や出前講座を活用したセルフケア等の啓発を継続する。 ・今後も福祉課・社協・保健課が中心になって立ち上げに向けた支援を行っていく。	・町内相談機関の一覧表を作成し、関係機関へ周知した。 ・集いの場に参加することが見守りや相談につながるので、既存の集いの場(運動教室、いきいきサロン、支え合いミニディサービス等)の運営支援や計画的な立ち上げが必要である。今年度は、ボランティア研修に取り組み、集いの場のリーダーの意識を高めることで運営を支援した。	・相談機関の周知や出前講座を活用したセルフケア等の啓発を継続する。 ・今後も福祉課・社協・保健課が中心になって集いの場を計画的に立ち上げていく。また集いの場が継続するよう支援を行っていく。
●喫煙者への禁煙支援			
・正しい知識の普及・啓発	・煙のない施設登録の取り組みをすすめる	・集落保健衛生委員会において「たばこの煙のない施設登録」の申請を呼びかけた。集会所や施設、事業所から申請があり、少しずつ登録施設が増えている。 ・健康長寿おおなん推進会議 地域部会の取り組みとして、禁煙マップを作成した。今後、これを活用して、禁煙対策を啓発していく。	・2020に向け、たばこ対策が進むと考えられるので、啓発や情報提供を強化し、たばこの煙のない施設を増やしていく。
・禁煙外来の情報提供			
●自分の歯を守る取り組みの推進			
・正しい知識の普及	・健康な口でしっかり噛むことが低栄養や高齢者の筋力や活動量が低下するフレイルの予防につながることから歯科健診受診者を増やすことをすすめる。 ・リスクのある人をフォローする体制づくりを進める。	・歯科口腔健診でハイリスク者のフォロー体制について関係者で検討し、現状把握を行った。調査結果や今後の取り組みについて歯科医と医療機関、保健所、社協等関係者で検討の場を持つ予定。	・歯科口腔やフレイル予防について啓発していく。 ・介護関係者に歯科口腔ケアについて理解を深める研修会を検討する。 ・運動教室内容に歯科口腔の内容も取り入れていく。 歯科だけでなく医科も巻き込みながら課題を共有していく。
・定期歯科受診の推進	・出前講座、ケーブルテレビで実技指導や啓発も行っていく。		

【重症化予防】

	H30 方向性	H30 実施状況	H31 方向性
(3) 疾病の早期発見、合併症・重症化予防の推進			
●糖尿病、高血圧予防の効果的な保健事業の推進			
・早期発見・早期治療体制整備	・糖尿病性腎症対策の継続。	・特定健診で、受診勧奨値を超えている高血糖(空腹時血糖126mg/dl以上あるいはHbA1c6.5以上)、高血圧Ⅱ度以上(160/100mmHg)、腎機能低下者(尿蛋白(+)以上あるいはeGFR50未満)の方には、特に早めに再検査につなげるよう通知や地区担当保健師が積極的に受診勧奨を行っている。 ・糖尿病の重症化予防として、合併症ハイリスク者に対して、訪問などの個別支援を行っている。	・未受診・治療中断者への対応を引き続き計画的に行う。 ・ハイリスク者の個別支援を継続。
・第2次特定健診等実施計画の推進	・40～50代の受診者を増やす。 ・不定期受診者を定期受診につなげる。 ・健診目標受診率 57.5% ・特定保健指導目標実施率 75.0%	・第3期特定健診がスタートし、40～50歳代、不定期受診者、医療機関通院者を積極的に検診受診勧奨者として、医療機関や集落保健衛生委員会への協力依頼、併せて地区担当保健師からも受診勧奨を行う等、目標受診率達成に向けて取り組んだ。	・引き続き継続実施する。特に40～50歳代の若い世代の受診者を増やすためにより勧奨を強化する。 ・健診目標受診率:58% ・特定保健指導目標実施率:75%
・魅力的な特定健康診査・保健指導体制づくり	・夕方のスピード健診周知、受診者数アップに向けた取り組みの継続 ・保健事業を活用した効率的・効果的な指導の検討・実施。	・夕方のスピード健診は例年より受診者数が多く、働いておられる方には便利な健診として定着してきた。 ・島根大学と共同で健診を始めて9年目。受診者の多くが大学検査があることで健診内容が魅力的と回答されており、内容の充実につながっている。 ・特定保健指導は、従来地区担当保健師が個別訪問で指導を行っていたが、継続して対象になる方が増えているため、指導内容がマンネリ化しやすい。今年度は、生活習慣病予防教室の対象者とし、教室参加勧奨に併せて生活状況の確認や助言を行うなど工夫した。	・健診受診率・保健指導終了率が向上するよう、引き続き内容の工夫を行っていく。
・医療機関との連携強化	・邑智病院実務者会、生活習慣病対策検討会の継続。 ・糖尿病連携手帳の活用推進、ハイリスク者フォローのための保健・医療の連携強化。 ・医療機関訪問の継続。	・公立邑智病院と実務者会を行い、生活習慣病対策の方向性や糖尿病連携フロー図、ハイリスク者個別支援について意見交換を行った。また他の町内医療機関については訪問を行い、診療の現状やフロー図についての意見を伺うとともに、患者本人が重症化予防を主体的に行うため、医科歯科眼科連携のツールとして糖尿病連携手帳の活用を依頼した。 ・糖尿病重症化予防を推進するため、医療・保健に関わる多職種との連携を強化するため、今年度は医師を含め管理栄養士、看護師、薬剤師等も対象に生活習慣病研修会を開催した(12月5日)。 ・生活習慣病対策検討会は3月に開催予定。町の現状や対策について情報提供し、来年度に向けて検討を行っていく。	・邑智病院実務者会、生活習慣病対策研修会・検討会・医療機関訪問の継続。 ・糖尿病連携手帳の活用推進 ・ハイリスク者フォローのため医師以外の医療従事者を含めた保健・医療の連携強化。
・健康相談、健康教室、訪問の充実	・栄養相談日の継続。 ・発症予防に重点を置いた健康教室の開催。 ・対象者の基準を見直し、ハイリスク者訪問の継続。	・月1回栄養相談日を設け、希望者を対象に栄養相談を行ったが、固定日では利用しにくいという意見や、ハイリスク者は個別に訪問していることから、来年度は要望があったときに随時相談に応じる形に変更する。 ・生活習慣病予防教室を年間5回(実施予定も含む)開催。医師による講演や運動・食事等の実技も取り入れ、生活改善につながるよう支援した。地区担当保健師の参加勧奨も行ったので、昨年より参加率が増加している。 ・糖尿病合併症予防および糖尿病性腎症の重症化予防のため、ハイリスク者に対し訪問等を実施中。	・生活習慣病予備群を対象に健康教室の開催。 ・ハイリスク者個別支援の継続。
・継続した評価体制	・関係課や関係機関と連携を図りつつ、第2期データヘルス計画、第3期特定健診等実施計画を推進。	・昨年策定したデータヘルス計画・特定健診実施計画で明らかにした取り組むべき課題と優先順位に基づき、今年度、事業を計画・実施・評価を行った。また年3回開催される国保連合会評価委員会で、専門家からの助言を受けながら、必要時見直しを行った。	・関係課や関係機関と連携を図りつつ、第2期データヘルス計画、第3期特定健診等実施計画を推進。
●がん対策の推進			
・がん予防と早期発見の推進	・効果的ながん検診の実施方法について検討、実施する。	・女性のがん(乳がん・子宮がん)については、あらかじめ職場で受けるとお聞きしている方も含めた全ての対象者へ検診の申込書を送付した。また乳がん検診では試行的に夕方検診を実施したところ、受診者にも好評で8割の方が40・50歳代であり、好発年齢の受診者の増加・全体の受診者数の増加につながった。 ・精密検査未受診者については、H30年度がん検診未受診者を対象を絞り、地区担当保健師と連携し受診状況の確認を行った。	
・がん対策推進計画の推進	中間見直しで、1次～3次予防の中で重点的に取り組むべきことが明確になったので、その取り組みを行っていく。	・1次予防では2020年に向けての法改正に伴い、まずは公共施設での敷地内禁煙を進めた。また、職域や地域と連携し、事業所や集会所等のたばこの煙のない施設の登録を進めた。 ・2次予防については上記のとおり。 ・3次予防については、おおなん元気サロンの自主活動支援を行いながら、地域包括ケアの研修に参加し、サロン会員との共有を図った。	・たばこ対策を地域、職域と連携しより一層進めていく。 ・おおなん元気サロンの自主活動支援の継続する。
・継続した評価体制	・継続して精度管理を高めていく。	・県の事業でがん検診実施体制実態調査が実施され、町の課題も明確になり、他市町の取り組みも参考になった。	・全県的に精度管理が進んでいくよう、県と連携し取り組んでいく。 ・精密検査についての正しい情報を受診者だけでなく一般広報する。